



Title	苗族史の近代 (七)
Author(s)	吉開, 将人; Yoshikai, Masato
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 134, 1(右)-55(右)
Issue Date	2011-07-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46860
Type	departmental bulletin paper
File Information	ARCS134-0001.pdf



苗族史の近代（七）

吉
開
将
人

はじめに

- 一、苗族先住説の論理——漢族西来説との相関
- 二、苗族史論の系譜——西欧東洋学から日本東洋学へ
- 三、近代中国の苗族史論——「同化」「排除」と清末民族論
- 四、「五族共和」と苗族先住説——「優勝劣敗」から「同祖」「同化」へ
- 五、西来説と土着史観——啓蒙から自律・救国へ
- 六、「東北」と「西南」のあいだ——学術実践と政治力学
- 七、民族学の展開と苗族史論の解体——民族学者の歴史像
- 八、苗族エリートと苗族先住説——地域・民族主義と苗族史論
- 九、「抗日ナシヨナリズム」と西南民族

苗族史の近代（七）

十、「苗族復興運動」の諸相

十一、重慶政府と苗族先住説——抗戦下の民族論と民族政策

〔以上、前篇〕

十二、抗戦末期・戦後内戦期の西南民族社会と苗族先住説

〔以下、本篇〕

十三、苗族エリートへの国政参加——国民大会と西南民族

十四、中華人民共和国の苗族史論——苗族先住説のゆくえ

〔以下、続篇〕

十五、苗族による自民族史像の再構築

十六、現代中国社会と苗族史論——蚩尤と苗族社会

十七、結論——中国多民族史観の系譜

「苗族は有史以前、中国大陸最古の先住民族として黄河流域に居住していたが、あとから中原に入つて優勢となつた漢族により、次第に南の辺境に追いやられ衰退した。」このように考える「苗族先住説」は、二十世紀の初め、中国知識人たちの民族意識を刺激し、清朝の帰趨にまで影響を及ぼした。そしてそれは、やがて西南民族にも伝播し、満洲事変を機に、彼らの自民族意識を大いに刺激するようになったのである。

西南民族の自民族意識は、一九三〇年代を通じて、各地でそれぞれ異なる高揚の仕方を見せた。湘西（湖南西部）では、中央研究院による民族調査を契機として、石宏規・石啓貴などの地域・民族エリートたちが「苗族」意識の覚醒を経験した。これに対して、嶺光電・高玉柱などの西康（現四川省西部・南部）・雲南の「西南夷族」（現彝族）旧土司家エリートたちは、辺境社会の発展と民衆の啓蒙を目標として掲げつつも、自らの地位の保全を図ろうとする思

惑の下で、省籍や民族集団の垣根を越えた「苗夷」の連帯意識を高めた。一方、貴州西北部の石門坎では、外国人宣教師による啓蒙活動の一環として識字教育を受け、さらに高等教育まで進んだ楊漢先などの苗族信徒たちが、伝統文化の再生を模索し、政府の影響力に抗しながら、「苗族復興運動」を推進したのである。

このように、民族エリートによる自民族意識の覚醒は、西南中国各地でまったく異なる展開を見せていた。しかしながら、苗族先住説を自己のものとして取り込むことよって自民族意識を形成する柱としたという点においては、共通する側面を持っていた。他者による歴史言説の自己化の契機は異なっていたが、それを自らの権利獲得のための歴史的根拠としたという手法においては、ともに同時並行的であったのである。

この間、西南中国は、共産主義者たちが縦走（長征）する舞台となり、続く日本との抗戦に際しては、多くの漢族知識人たちが疎開先として目指す土地となった。そして西南中国の重慶に首都を移した国民党政權（重慶政府）もまた、抗戦の基盤としてその地に積極的な政策を展開するようになっていた。こうした中で、漢族知識人たちは、隣接するタイ国内での民族主義や西南民族の自民族意識の高まりを警戒しながら、「中華民族」としての一体性を鼓舞する各種言論を展開していった。そして重慶政府も、国内の「民族」は歴史的に血統の融合を経た中華民族だ一つであるとして、国内における複数の「民族」の存在を否定し、抗戦のための国民統合を訴え、非漢族の同化政策を推進したのである。⁽⁸⁵⁾

それではその後、一九四五年の抗戦勝利から、内戦を経て、一九四九年の中華人民共和国成立へと向かう歴史の大きな転換期にあつて、苗族社会はどのような状況下に置かれ、その中で苗族はいかなる民族意識を醸成したのだろうか。また彼らは、中国社会にどのような働きかけを行ない、そこに苗族史論はいかなる役割を果たしたのか。以下で

論じることにはしたい。

十二、抗戦末期・戦後内戦期の西南民族社会と苗族先住説

(1) 差別と同化——抗戦末期・戦後内戦期の苗族社会

前章で見たように、抗戦下で西南中国が重慶政府にとって生命線とも言うべき重要性を持つようになる中、西南民族の存在がかつてなく重視され、各種の調査と施策が試みられた。しかし、西南民族に対する差別は、その中でも消え去ることはなかったのである。

その最も分かりやすい例が、漢族の西南民族に対する蔑視呼称の存続である。非漢族の呼称については、一九二〇年代の末以来、民族エリートたちが繰り返し改称（正名）要求を提出し、政府当局もそれに対応して幾度も通達を発してきた。「特種民族」「土著民族」（土着民族）という包括的呼称や、獸・虫偏の漢字を別の漢字に置き換えるなどの工夫は、いずれもその試行錯誤の過程で現れたものであった。⁽⁸⁾

呼称という問題の重要性は、権力の中枢にあった蒋介石も意識していたと見られる。一九四二年五月には行政院長名義で、辺境民族を「辺民」「辺胞」（辺地同胞）と略称することを命じ、旧来の「苗夷」「蛮瑶」「傀儡」という呼称の使用は禁ずるという訓令を発しており、また一九四三年十月にも、自著『中国之命運』の主張、すなわち中国に「民族」の差はあっても「種族」の差はなく皆「中華民族」であるという主張を踏まえ、「苗夷蛮瑶等名称」の踏襲使用を禁ずるという通達が、軍事委員会委員長侍從室から全国に発せられているからである。⁽⁹⁾

ところが、戦後の一九四六年に、貴州東南部雷山県出身の苗族知識人の梁聚五が、政府の通達が現地で実施されず、^(前) 獣・虫偏の蔑称が一向に消え去らない現実を記録しているように、民族差別は、呼称レベルにおいても、戦後まで根深く残り続けていたのである。

この時期、西南中国各地では、重慶政府によって非漢族に対する各種の同化政策が展開されていた。伝統的な呼称を廃止して「辺胞」と呼ぶことを命じた背景には、西南民族の「正名」要求に応えるという表面上の配慮とは別に、呼称面でも国内に異民族は存在しないことを明らかにしようとする意図が、同化政策と表裏一体の関係で秘められていたのである。

非漢族に対する同化政策は、貴州省では一九四四年十二月に省政府主席に任命された楊森によって、最も強力に推し進められた。そして、楊森にその契機を提供したのは、貴州西北部の「苗族復興運動」の中心地^(前)、石門坎だったのである。

楊森は、四川省広安県出身の軍人である。彼は、かつて四川軍閥の混戦の中にあつて、早くから蒋介石の信任を得、広西の李宗仁、四川・西康の劉文輝、雲南の龍雲を牽制するためのかなめ役として、大きな期待を受けていた。一九三六年、共産党率いる「紅軍」が西南中国を縦走（長征）すると、楊森はその阻止に派遣され、軍を率いて雲南の昭通県に進駐した。また同年六月、反蒋介石を標榜した李宗仁らの「兩広事変」が勃発すると、蒋介石に呼応して貴州西部の安順県に駐屯し、事態の鎮静化に功績をあげた。そして抗戦末期の一九四四年四月、日本軍が「大陸打通作戦」を展開し、同年十一月に貴州南部の独山県が陥落（黔南事件）、省都貴陽に迫る勢いを見せると、蒋介石の意向を受けて貴州省政府主席に任じられたのである。その理由には、軍人として、貴州とその近隣において、こうした実績を積

み上げてきた楊森の経歴があつた。⁽⁶⁾

楊森は、一九三六年春に雲南東北部に位置する昭通に駐屯した際、省境を挟んで近接する貴州西北部の石門坎に関心を寄せ、同年五月に自ら現地を訪問し、苗族に対する教会教育の実態を視察している。彼は、同年に貴州西部の安顺に駐屯し、その際には現地の「苗夷」に対して「中華民族」への各種同化政策を推進しているが、それは先に訪れた石門坎で、苗族に対する教会教育の成果を目にし、危機感を抱いたことに起因するものであつたといふ。⁽⁶⁾

非漢族の集住する貴州省では、この当時、省政府レベルでも、一九三七年に貴州省新生活運動促進会が、全国レベルでの「新生活運動」の延長として、民族同化政策の方針を打ち出すなど、「苗胞」に対する様々な同化政策を展開していた。その勢いは楊森の省政府主席着任後にさらに加速化することになった。一九四五年十月、省政府の下に「辺胞文化研究会」（白敦厚主宰）が設けられたのはその一例である。以後、この「研究会」を中心に、楊森の主導の下、省内各地の「辺胞」に対し、急進的な同化政策が展開されていったのである。⁽⁶⁾

(2) 石門坎の実状——「調整役／代弁者」型の地域・民族エリートの登場

貴州省での同化政策の矛先は、省内の最も奥地に位置する石門坎にも向けられた。それは抗戦期から戦後にかけての過渡的社会的状況と結びついて、民族関係の新たなあり方と、「調整役／代弁者」型とも言ふべき新しい地域・民族エリートたちが活躍する余地を、この地に生み出すことになる。⁽⁶⁾

石門坎では、一九〇五年に外国人宣教師のポラード（Samuel Pollard）が入って以来、外国人宣教師が布教の拠点である現地に居住し、信徒と生活をともにする状況が続いた。しかしポラードの死後、外国人宣教師は現地ではなく

近隣の昭通県城に移り住むようになり、現地社会への影響力を次第に弱める傾向が生じていた。⁽⁶⁾ 一九二〇年代半ばから一九三〇年代にかけての石門坎では、布教の名の下に規制され、衰退の一途にあった民族伝統の復興を目指し、苗族青年たちによる「苗族復興運動」が展開された。⁽⁷⁾ それはこうした背景の下、苗族信徒を主体として、起こるべくして起きた現象だったのである。

そしてこの時期、教会教育においても、地元の苗族信徒主体の経営への移行が模索される。その中で、前近代以来のこの地の支配層である彝族（当時の「夷族」）「土目」（在地民族領主⁽⁸⁾）たちが、存在感を強めるのである。また一方で、石門坎への浸透を図ろうとする当局の意向を受けて新たにこの地に派遣された人員の中にも、現地に土着化する者が現れる。そして苗族エリートの中にも、それらの「他者」たちと連携を図りながら、苗族社会の持続的発展の道を探ろうとする動きが現れてくるのである。

彝族「土目」の抬頭

石門坎の位置する貴州西北部から、隣接する雲南・四川にまたがる三省境界地域では、歴史的由緒をもつ「土司」が、歴代王朝から地位を保証され、彝族の「土目」や、その下に置かれた黒彝（貴族）・白彝（平民）、および苗族を支配するという、独特な地域社会のあり方が、前近代の長きにわたって存在し続けていた。ところが、清代を通じて土司制度の廃止（改土帰流）が進められた結果、もともとは土司の配下にあった中小の彝族土目が、地域社会の頂点に立つことになった。⁽⁹⁾ 清末にこの地で布教に従事したポラードは、社会の底辺に位置した苗族の救済を目指したが、彼もまた、まず彝族土目と接触することで地域社会の民族関係に割って入り、その「調整役／代弁者」となることに

よつて、石門坎に布教の拠点を築くことに成功したのである。⁽⁴⁷⁾

改土帰流後、この地域には漢人の入植者も少なくなかつたが、一九三〇年代のこの地域では、漢族エリートであっても不遇な立場に置かれ、肩身の狭い思いをさせられるという現実があつた。⁽⁴⁸⁾ 当時、隣接する雲南省では、彝族出身の龍雲が省政府主席の地位にあつて、配下の彝族エリートたちが省内の要職を独占し、雲南から四川・貴州にまたがる民族地域でも、地域社会の村長・区長などのポストは彝族が占有していたのである。⁽⁴⁹⁾

苗族「校長」朱煥章と彝族「土目」たち

そこに新たに登場したのが、もともと地域社会の最底辺にいたはずの苗族のエリートたちであつた。石門坎を中心に周辺地域へと広がつた教会教育により、彼らは社会上昇の道を手に入れたのである。一方で、前近代以来、優越した地位を独占し続けてきた彝族土目たちもまた、軍隊への参加、日本留学、国内の大学進学などによつて、新しい時代に見合うエリートとして、地域社会での地位を維持しようとしていた。⁽⁵⁰⁾ こうした状況の下、旧来は支配・被支配の關係にあつた彝族と苗族との間で、新しい民族エリートたちの合流が実現することになる。

貴州威寧の苗族である朱煥章は、石門坎で初等教育を受け、外国人宣教師のハズベス(W. H. Hudspeth、王樹徳)に才能を見出されて四川省成都の華西協合大学に進学して教育学を学んだ。⁽⁵¹⁾ 彼は、楊漢先と並ぶ、石門坎の教会教育を象徴する人物の一人である。朱煥章は大学卒業後の一九三五年に石門坎に戻り、ポラードの創設した教会学校の系譜にある光華小学校の校長を務めるが、次第に石門坎への中学校創設の夢を抱くようになる。しかしそれは実現することなく、石門坎の西に隣接する雲南省昭通の中学校で教鞭を執るようになったという。

この昭通で、朱煥章は石門坎の北に隣接する雲南省彝良県の彝族「梭戛土目」の子である隴体芳に出会う。そして一九四一年に、隴体芳の紹介で彼の姉の夫である楊砥中と知り合った。朱煥章が石門坎に中学校を創設することについて楊砥中に協力を求めたところ、賛同が得られ、楊砥中の呼びかけで、彝良県の彝族土目の隴・安・楊・羅氏と威寧県の彝族土目の安氏が共同出資し、一九四三年、石門坎に「西南辺疆私立石門坎初級中学」が創設されることになる。⁽¹⁸⁾石門坎における小中一貫の教育が、彝族・苗族エリート⁽¹⁹⁾の協力によって、ここに初めて実現したのである。

苗族社会の彝族「名士」楊砥中

楊砥中は、貴州大定県（現大方県）彝族土目の楊伯瑤の弟である。⁽²⁰⁾楊砥中は、かつて雲南の土司家出身のエリートである高玉柱とその同志である喻杰才が展開した「西南夷族」運動に刺激され、その列に加わった経歴を持つ。高・喻二人の死後は、その衣鉢を継いで「西南夷苗土司民衆代表」の名義を掲げて地位を獲得し、その後、家産を元手に重慶で銀行業を始め、その資金を石門坎の「西南辺疆」中学の創設に運用、その結果、石門坎では外国人宣教師と同じ特別待遇を受けるまでになったという。⁽²¹⁾

楊砥中が抗戦下に高玉柱らの活動に参加したことは、史料的にも裏付けられる事実である。楊砥中は、一九三八年十二月に重慶で発足した「西南辺疆民族文化経済協進会」の発起人に、高玉柱・喻杰才や、兄の楊伯瑤とともに名を連ねており、⁽²²⁾またその一員でもあった貴州水城県の彝族名士の錢文達が、一九四〇年夏に貴州畢節で喻杰才の主導により結成された「西南夷苗族解放大同盟」の発起人の一人として、楊砥中の名を挙げたことが知られるからである。⁽²³⁾楊砥中が間を取り持つことで、地元彝族名士たちの支援を取り付けて、苗族エリートの朱煥章の中学校創設の夢は

実現した。かつて高玉柱らの「西南夷族」運動は、「夷（彝）」「苗」の連携を目指しながら、果たせなかった。その形を変えた成果として、「西南辺疆」中学の創設を位置付けるのは、必ずしも間違った評価ではないであろう。

苗族社会の「監視者」白敦厚

彝族と苗族の新たなエリート層が形成されつつあった石門坎では、一方で同化政策の先兵として、白敦厚という人物が、監視者としての役割を果たしながら、存在感を強めていた。

白敦厚は、四川省營山県（現南充市）の人で、成都の華西協合大学を卒業し、一九三六年に楊森に従って昭通、そして石門坎に入り、楊森と朱煥章との会談を経て、その命を受けて現地に留まり、朱煥章が校長を務めていた光華小学校を拠点に、現地での指導（政治訓導員）にあたることになった。一九三七年には、貴州省国民党党部の批准を得て、「貴州省直屬石門坎特別党部」を成立させ、自ら書記長に就任、苗族青年を国民党にリクルートするなどして、各種の同化政策を推進し、一九三八年には、その自らの実践として、石門坎苗族の王毓華（華西協合女子師範卒）との結婚までしたという。

この時期、貴州省政府も石門坎への関心を強めており、石門坎を民族同化の重要拠点として、威寧県から切り離し、そこに新たに「石門坎設治局」を設ける計画もなされていた。しかし結局は実現することなく終わり、その結果、一九四〇年に白敦厚が重慶の中央党部に向かうまでの間、抗戦下の石門坎は、政府当局の正式な官吏でも、信徒の大部分を占める苗族でも、また前近代以来の支配層の彝族でもない、「白敦厚の天下」となったのである。彝族土目たちの教会学校経営への参入は、この白敦厚が石門坎を去るのと半ば置き換わるかたちで実現したことになる。

「調整役／代弁者」の交代——外国人宣教師から地域・民族エリートへ

かつては外国人宣教師こそが、複雑な利害関係を超越して、苗族・彝族（土目）・漢族（官）の間を取り結んだ、地域社会の「調整役／代弁者」であった。都会で高等教育を受けて石門坎の小学校長となつた朱煥章は、突然その地に現れた実力者楊森や、華西協合大学の「校友」白敦厚だけでなく、在来の彝族土目たちとも渡り合いながら、苗族信徒たちの発展の道を模索した。そこに、新しいタイプの苗族エリートの出現を見て取ることができ(9)る。

以上見たように、抗戦期から戦後にかけての西南中国には、民族差別が消えることなく残り、同化主義に立つ民族政策が急進的なものとして展開されつつあった。しかしその中で、新しい時代の苗族エリートである朱煥章によって、民族帰属と社会階層を越えた連携が図られ、当局による地域介入と折り合いをつけながら、教会学校の維持と苗族の地位獲得の道が模索されたことが確認できるのである。

(3) 抗戦末期・内戦下の苗族意識——西南中国に根を下ろす苗族先住説

以上述べた苗族社会の実状と新しい時代の変化の中で、朱煥章その人や、当時の石門坎で教鞭を執り、あるいはその下で学んでいた苗族たちは、果たしていかなる民族意識を持ち、そこにどのような自民族史像を重ねていたのだろうか。

戦後間もない一九四八年に、民族学者の江応樑は、以下の記述を残している。

苗人はみな強烈な自族観念を持っており、大学で学んだ苗族青年でも、彼らの伝説を墨守していて、彼らの始祖は蚩尤で、彼らの故郷は黄河流域、蚩尤は皇〔黃〕帝に敗れ、そのために彼らは西南の荒れはてた山中に流れ

着いて苦勞をしたと信じている。歴史的事実に基づいて彼らに、今の苗族はいにしえの三苗ではなく蚩尤の末裔でもないと説明しても、彼らはその一切を受け入れないのである（江応樑「請確定西南辺疆政策」一九四八年三月^⑧）。江応樑は「大学で学んだ苗族青年」について言及する。苗族社会でこの時期までに大学進学者を輩出したのは、先述の朱煥章や楊漢先を成都の華西協合大学に送り出した石門坎以外にない。そこに述べられているのは、彼ら新しい時代の苗族エリートたちのことであり、当時の石門坎における民族意識が反映されていると理解すべきである。

石門坎では、清末以来、黄河を故郷とする説が宣教師編纂の教科書で苗族たちに説かれ、一九二〇年代から一九三〇年代にかけての時期には、苗族知識青年の主導で、苗族の伝承の保存と継承を伴う「苗族復興運動」が展開されていた。ポラードは、「N'wee-fang-lao」をいにしえの偉人とする伝承を石門坎の苗族がもっていたことを二十世紀初めに記録するのみだが、一九一〇年から一九三六年まで石門坎で布教に従事したハズベスは、苗族が「蚩尤」を始祖とする伝承や、漢族に黄河流域から追われて南下したとする伝承を持っていたことを一九三〇年代に記録し、石門坎出身の苗族知識人の一人である楊漢先も、一九四二年の論文で、「蚩尤元老が力沐平原で戦い、泊水を渡り、南下した」情景をうたった苗歌の存在に言及している^⑨。

前章で見たように、抗戦下の西南中国では、石門坎を中心とした「苗族復興運動」への警戒を馬毅が煽り、「中華民族は一つ」と主張する顧頡剛とともに、苗族と漢族との対立を基調とする先住民史観の一扫を政策提言として重慶府に働きかけ、また傅斯年が漢人の「血脈の吸収」と「同化」の歴史を論じ、ついには蒋介石が「同一血統の大小の宗支」である中華民族の一致団結を全国民に訴えるまでになっていた^⑩。しかし、当事者である石門坎の苗族たちは、時代の変化の中にあっても、蚩尤始祖説と黄河流域起源の苗族先住説を保持し続けていたのである^⑪。

この石門坎で今も記憶される歌に、以下の歌詞がある。

かつて我々の故居は蔡賽米福地にあった。四千年あまり前、夏族がやって来てわが土地を奪った。残念なこと
にわが祖先たちは、蔡賽米福地を離れ、黄河を越え、平野を棄て、長江を渡り、田畑を失った。……今に至り、
時代は変わった。一九四六年三月、苗民の代表を選出することを、政府機構に申し入れた。一九四六年十月二七
日に、中央は回答を伝送してきた。「朱校長が選出されました」と。十一月一日、我々苗族の政治参加が実現した。
六日、「朱校長は」威寧（県）を出発し、内地へと向かい、「首都南京で」他の民族と会い、互いに主張しあうこ
と、前後五ヶ月に及んだ。「朱校長が」水路・陸路はるかな道のりを行き、山をいくつも越え、川を渡ったのは、
他でもない、ただ我々貧しい者たちのため、権利を主張し、光明を求め、後世に礎を打ち立てたのだ（陶開群「迎
接朱校長帰来之歌」一九四七年）。

これは「朱煥章校長の帰還を迎える歌」と題する歌の一節である。朱煥章は、一九四六年十一月から十二月にか
けて首都南京で開かれた憲法制定のための国民大会（国民代表者会議）に、代表として選ばれ、参加を実現させた。⁽⁸⁶⁾ 苗
族教師の陶開群は、その快挙を祝い、朱煥章が戻ってくる前にこの歌を作詞作曲し、生徒たちに歌い覚えさせ、その
帰還を迎えたという。⁽⁸⁷⁾

歌詞の中で、苗族の太古の敵対者として描かれる「夏族」とは、すなわち漢族を意味している。⁽⁸⁸⁾ 漢族が来たことで、
苗族は黄河の北の肥沃な土地を奪われて南下したという、まさに苗族先住説が歌の冒頭で歌われ、以後の苦難の歴史
を語る導入となる。朱煥章は、国民大会代表として国政の場に参加し、苗族の地位向上を実現させた。それを、石門
坎の苗族たちは、黄河流域の故地から追われて以来の民族の一大慶事と位置付け、喜びをこのように歌い上げたので

ある。

十三、苗族エリートの国政参加——国民大会と西南民族

(1) 国民大会と西南民族

それでは、その国民大会とはいかなるもので、朱煥章たちは一体どのようにして代表となり、いかなる成果を手に入れたのだろうか。以下に詳しく検討することにした。

国民大会の開催は、「国父」孫文が構想した中華民国建国の青写真、国是とも言うべき「建国大綱」に由来する。それによれば、過渡段階の政治体制である国民党一党独裁の「訓政」は、憲法制定のための国民大会（制憲国民大会）を開催して国民の代表が憲法を制定することをもって終了し、中華民国の政治体制は、以後、憲法の下での「憲政」へと移行するとされる。⁽²⁹⁾

制憲国民大会は、何度も開催が予告されながら延期を重ね、抗戦勝利から一年余りを経た一九四六年の十一月十五日から十二月二五日にかけて、首都南京の国民大会堂で、ようやく開催の運びとなった。⁽³⁰⁾しかしその実態は国民党による一方的な強行開催であったために、共産党との決裂は避けられないものとなる。両軍の衝突はこの時すでに始まっており、内戦は現実のものとなっていたのである。⁽³¹⁾

現代史の転換点とも言うべき制憲国民大会ではあるが、共産党側は参加を取りやめたためにその正当性を認めず、また国民党側にとっても大陸から退去を余儀なくされるその後の混乱の起点となる出来事であり、第三者である外国

人研究者にとっても史料的な制約は否めず、真正面からその実態について考察が試みられることは、これまで少なかった。まして、そこに中国各地の非漢族の代表が少なからず参加し、「民族」に関わる問題が議論されたことについては、注目する者がとぼしい。⁽⁹⁰⁾しかし前章で見た朱煥章の代表参加が、苗族社会において大いに歓迎された一件に象徴されるように、当時、制憲国民大会の開催は、非漢族地域であっても、社会の一大関心事であり、その成果は人々が注意を向けずにはいられないものだったのである。

国民大会代表選出にあたっての辺境地域の扱いについては、一九三六年四月の国民党中央常務委員会で、「国民代表選挙法原則」の追加原則の一つとして、「蒙古・西藏〔チベット〕代表名額〔定員〕、共計四十名」という特別の選出枠と定員を設けることが決議され、同年五月公布の「国民大会代表選挙法」によって、蒙古枠二四名・チベット枠十六名の定員が正式に規定されるに至っていた。⁽⁹¹⁾ところが国民大会そのものは、一九三五年十二月に、国民党第五届中央執行委員会第一次全体会議で一九三六年十一月の開催が決定された後、延期が繰り返される状況にあった。⁽⁹²⁾

抗戦下の時代、国民大会の開催がますます困難となり、民意を反映する中央の組織として、国民参政会が開催されるが、一九三八年九月公布の「国民参政会組織条例」で規定されたのは、蒙古枠五名、チベット枠三名の定員のみであった。⁽⁹³⁾

この時期、西南民族について見れば、湖南湘西の石宏規・石啓貴の例のように、地域・民族エリートたちによる国民大会の代表枠の請願やそれへの自薦活動は、国民大会の開催が目前のものとして喧伝された一九三〇年代後半から、積極的に展開され始めていた。⁽⁹⁴⁾同時期の雲南・西康夷族の高玉柱・嶺光電による請願運動や、それに対抗した雲南・ビルマ国境地域のタイ系土司たちの動きもまた、国民大会の開催を意識したものであったと推測される。⁽⁹⁵⁾当時の各種

メディアも、日本との緊張関係を意識して、彼らの動向には、いち早く関心を向けていた。⁽¹⁰⁾ところが国民大会の開催そのものが延期を繰り返す中で、国民大会の開催が決定されてから、戦後に至るまでの間、一貫して特別の選出枠は蒙古・チベットにのみ与えられ、「五族」のうちの回・滿洲はもとより、西南民族については、特別の選出枠や定員が設けられることがなかったのである。

(2) 抗戦末期の参政運動

一九四〇年代の半ば、戦争の終結が近いことが予感され、戦前からの課題であった国民大会の開催が現実化の度合いを高める中、西南中国各地の民族エリートによる政府への働きかけは再び活発化することになる。石門坎の民族エリートたちも、その例外ではなかった。先の「朱煥章校長の帰還を迎える歌」も、一九四六年三月にはすでに苗族の代表選出に向けた動きが始まっており、その成果として朱煥章が選出されたことを物語っている。⁽¹¹⁾

さらに、現存する史料の中には、一九四五年四月に、苗族の張斐然・王建明・王玉璽⁽¹²⁾ほか、複数の「苗夷青年」たちが、石門坎苗族知識人の呉性純や、貴州東南部の苗族知識人の梁聚五を、貴州省の「苗夷」代表とするように省政府に請願したことを示すものが存在する。

苗夷民族の国民大会代表については、先に西南土司民衆代表の楊砥中が国民政府主席（蒋介石）に申し出て、すぐに軍事委員会の代電「侍秘字第二六八七七号」を受け、そこには「（一）申し出の第一項、国民大会の中に西南边疆苗夷代表の定員を定めるといふ件については、国民大会の代表選出は省を主とするものであり、変更はできないが、辺疆人民の代表を配分選出する見地から、すでに内政部に命じて検討酌量して所属の省の規定定員内

で運用して配分選出するように命じた……」との批示があり、選出派遣が許可されました。貴州の我ら苗夷人民は数で三百万人余りで、憲法草案の「地域枠の」規定では人口五十万人ごとに代表一人の比率で「国民代表を」選出するとあることからすれば、我ら苗夷民衆は少なくとも代表六名を選出すべきです。この六名について、我ら重慶在住の貴州省籍の苗夷青年は一致して、雷山県の梁聚伍（五）と威寧県の呉性純が代表となり、この職に任ずることを支持し、民情を訴える次第です（張斐然ほか「為擁護梁聚伍（五）・呉性純為貴州省苗夷族国民代表大会之代表伏乞准照由」一九四五年四月）。

これによれば、張斐然らの請願に先立って、彝族土目の楊砥中が、国民大会の代表となるべく、自ら重慶政府に請願を行なっていたことも明らかとなる。楊砥中は、「西南土司民衆代表」の名義で、国民政府主席蒋介石（軍事委員会委員長）に上書し、国民大会に「西南辺疆苗夷代表」の選出枠と定員を設けることを請願していたのである。

張斐然らが呉性純・梁聚五を代表とするように貴州省に訴えた上記の一件が、楊砥中の請願とどのように結び付いていたのか、あるいは結び付いていなかったのかについては、判断する証拠を欠いている。しかし苗族の張斐然らは、彝族の楊砥中の請願結果を踏まえ、「苗夷」人口に応じた配分を改めて強く求めたことになり、楊砥中に対する中央からの回答が、張斐然らが後に続く契機を与えたことは明らかである。張斐然・王健明および楊砥中が、みな石門坎に関係した民族エリートたちであることを考えるなら、そこに民族帰属や階層を越える連携を読み取るのは不可能なことではない。

またこれと同じ頃、湖南省でも、湘西苗族エリートの石啓貴によって、一九四五年三月、それまでの度重なる請願の経緯を踏まえて、国民政府主席蒋介石に対し、来たる国民大会の開催に際し、自らを「辺疆土著民族」として湖南

省代表とするよう、要求がなされている。⁽³⁶⁾この湖南苗族（石啓貴）の行動が、先の貴州苗族（吳性純・梁聚五）・彝族（楊砥中）に関わる動きと、どのように結び付いていたのか、あるいは結び付いていなかったのかについては、これもまた判断する証拠を欠く。しかし一九四六年十一月に制憲国民大会が南京で開会した時、貴州省の二名割り当ての「土著民族」としては朱煥章と楊砥中、湖南省に一名割り当ての「土著民族」としては石啓貴が、それぞれ代表として名を連ねることになる。⁽³⁶⁾これらの同時並行的な自薦・他薦の動きが、そのまま結果に直結したことを物語るのである。

(3) 国民大会の開催と「土著民族」代表の参加実現

抗戦勝利後の一九四五年十一月になり、国民政府は翌年五月の国民大会開催を、ついに正式に決定するに至る。⁽³⁷⁾その背景には、一九四五年十月の蒋介石と毛沢東による「重慶談判」の合意があった。そして国共両党をめぐる当時の政局は、西南民族の参政要求を後押しする結果をもたらすことになるのである。

一九四六年一月十日、延安から共産党代表、および各民主会派の代表を迎えて重慶で始まった政治協商会議では、戦後の中国の帰趨が話し合われた。そこで議論された内容には、国民大会の性質と開催方法、今後の国家体制、抗戦前の国民党による憲法草案（五五憲草）の修正などが含まれていた。そして政治協商会議の最終日である一月三十一日、「政治協商会議決議案」として、以下の合意がなされたのである。

まず国民大会については、開催予定日を同年五月とし、台湾・東北（旧満洲国）が実効支配域として加わった戦後の状況を鑑み、代表総数を大幅に増やす。そして国家体制については、「地方自治」を積極的に推進し、普通選挙を実施、全国に省・県（市）参議会を設け、県の長官は民選とし、「辺疆少数民族所在之省・県、应以各該民族人口之比例、

確定其実行選挙之省・県参議員名額（辺境少数民族のいる省・県は、各民族の人口上の比率によって、選挙を行なう省・県議員の〔辺境少数民族の〕定員数を確定する）ものとした。さらに憲法草案については、「人民の権利義務」の一項目として「聚居一定地方之少数民族、応保障其自治権（一定の地域に集住する少数民族は、その自治権が保障される）」と規定する。⁽⁵⁸⁾

以上の合意内容は、各「民族」をとともに「少数民族」と規定することで、均等に地方自治参加の門戸を開き、また「少数民族」としての「自治権」を認めるものであり、これによれば、蒙古・チベットだけの扱いを突出させた従来の政策は、大幅な見直しを迫られることになる。こうした内容が合意される背景にあったのは、共産党側の要求であり、またその代表者たちによる各種意見であった。⁽⁵⁹⁾

この「決議案」では、国民大会について民族枠の設定には至っていない。しかし、それに続く一九四六年三月公布の「国民大会代表選挙補充条例」で、台湾と東北にそれぞれ十八名と百二十二名の定員の追加がなされると同時に、雲南・貴州・西康・四川・広西・湖南の六省にも計十名（雲南三、貴州・西康二、四川・広西・湖南各一）の定員追加が認められ、その六省追加分十名については各省の「土著民族」から選出することが新たに規定されたのは、明らかに「決議案」での国民大会に関する合意を反映したものと見ることができる。政治協商会議での共産党の要求と代表団による意見の表明は、西南民族の参加のあり方を含めて、国民大会の方向性に少なからざる影響を及ぼしたと考えられるのである。

その結果が、これに先立つて行われていた西南中国各地の民族エリートたちによる請願内容と重なり、またそれに対して重慶政府も基本的に応ずる姿勢を見せていたことについては、前節で見た通りである。しかしそれがここに至っ

てにわかに実現した背景としては、国共の角逐という同時代の政局からの影響を無視できない。それが結果的に「土著民族」枠成立の後押しとなったと理解するのが妥当である。⁽²⁰⁾

(4) 国民大会に響いた西南民族の声——苗族史論と権利主張

以上のような経緯と背景の下で、「国民大会代表選挙補充条例」（一九四六年三月公布）にもとづき、「土著民族」の代表として、各省の地域枠の中で、湖南省から石啓貴（現苗族）（一九四六年十月二五日公布）、四川省から阿旺巴登（族属不明）（一九四六年十月二五日公布、未出席）、西康省（現四川西部・南部）から麻傾翁（現チベット族？）・曲木倡民（現彝族）（ともに一九四六年十月二五日公布）、広西省から趙乾興（族属不明）（一九四六年十月二五日公布）、雲南省から禄国藩（現彝族）・張冲（現彝族）（一九四六年十月二五日公布）および方克勝（現傣族）（未出席のため、龍雲が同月十一月二十日公布で補充選出）、貴州省から朱煥章（現苗族）・楊砥中（現彝族）（ともに一九四六年十月二五日公布）が選出された。⁽²¹⁾苗族としては、全国から朱煥章と石啓貴の二名が代表としてこの制憲国民大会への参加を果たし、これに加えて、石門坎で朱煥章と連携関係にあった楊砥中が、参加者として名を連ねたのである。⁽²²⁾

この間、国民党が政治協商会議での合意の多くを履行しないことに共産党側が不満を強め、華北各地でも国共両軍の衝突が相次ぎ、国民大会の開催予定日も五月から十一月に徐々に繰り下げられていった。⁽²³⁾上記の「土著民族」代表が、いずれも開会直前の十月二五日に名前が公布されているのは、こうした危い事態の一端を反映するものであろう。しかし、共産党側のボイコットと代表団の延安への引上げにもかかわらず、国民大会は十一月十五日ついに開会の日を迎え、定員十名のうち九名の「土著民族」代表の出席が実現したのである。

開会から間もなくして、「土著民族」代表の存在感が示される場面が現れた。会場である国民大会堂に、彼らの声が轟いたのである。まず貴州「土著民族」代表の楊砥中が、開会四日目の十一月十八日の第一次予備会議で、以下のよう口火を切った。

蒙古・チベットの代表はどうして〔主席団の〕地位が与えられているのか。まさか苗族は中国の国民ではないとでもいうのか。⁽²⁶⁾

彼は、蒙古・チベット代表が今次国民大会においてなおも特別扱いされていることに對する不満を、全国から出席した各界の代表たちを前に訴えたのである。これに続いて二一日に声を上げたのは、湖南「土著民族」代表の石啓貴であった。その時の様子を、当時傍聴していた記者は、以下のように記録している。

まさに〔主席団の〕投票が行なわれようとした時、貴州代表の楊砥中が突然、〔議場の〕階上席から拡声器で大声を発し、〔会議の〕主席団の中にどうして土著民族の枠がないのかと問いただした。湖南土著民族代表の石啓貴が立ち上がって同調し、あわせて土著民族の歴史をひとくんだり、大いに語った(粟豊「国大主席団是怎样產生的」一九四六年十一月)。⁽²⁷⁾

この時、石啓貴が語り上げた土著民族の歴史とは、果たしていかなるものであったのか。その具体的な内容については記録が見当たらないが、石啓貴の書いた文章の中で、以下のものが年代的に最も近く、当時の発言を類推する上で最良の手がかりとなるであろう。

土著民族は、もとは「苗族」と呼ばれ……もとは黄河流域に繁殖し、後に黄帝に征服されて南遷し、〔今日の〕湖南・広西・貴州・雲南・四川・西康などの各省に分布したもので、現在の総人口は一千万以上です。……わが

国（中華民国）は漢・滿・蒙・回・藏・苗の六族（からなる）と言っています。……土民（土著民族）が政治的経済的圧迫を受けること、五千年にわたってその状況は言うにたえないほどで、もし政治に参加する代表がいなければ、等しく享受する利益を得ることができません（石啓貴「給国民政府主席林森的信」一九四〇年六月）^⑧。

これは石啓貴が、苗族の権利を主張し、自らを代表として推薦するために、政府主席の林森に訴えた書簡の一部である。苗族史が政治要求と結び付いて提示されるという文脈において、国民大会の会場で石啓貴が語り上げた内容も、これと大きく異なるものではなかったと考えられる。官学アカデミズムの学者たちからは一顧だにされず、漢族ナショナリストたちによって教育からの抹消も画策された苗族先住説は、ついに国政の場で苗族自身の口から語られる日を迎えたのである。

この石啓貴の発言は、十一月二一日の国民大会第三次予備会議においてなされたものである^⑨。記者の報告には、その場の続きの展開が、以下のように記されている。

朱経農がここで発言し、「土著民族は〔国民大会〕組織法〔？〕の中に独立の一枠を成しておらず、「主席団選挙法」はすでに通過しており、勝手に一つの枠を増やすことはできない」と述べた。楊砥中は〔それを〕聞いて不服で、「組織法」の中には共産党・青年党・民主同盟などの枠は規定がないぞ」と、即座に反論した。会場の雰囲気はますます張りつめ、〔会議〕司会の孫科は何度も頭を掻いた。ここで西康省土著民族代表の麻頃翁も席を飛び出し、ラマ僧の服装を片肌脱ぎで、発言台に向かった。一瞬、〔会議を撮影していた〕映画カメラマンや写真記者は、しばしざわめき、貴重なシーンを撮ろうと競い合った。麻氏は国語〔標準語〕を話したが、聞き取れ

た者はごく僅かで、私が聞けたのは、「我らが慈悲深い国父〔孫文〕は……民族は一律平等であるとし……、もし……ならば、我々〔土著民族代表〕は退席する」という言葉だけであつた。ここで会場の幹事が蔣主席〔蔣介石〕の手から二枚のメモを受け取つた。一枚は〔貴州省代表の〕張道藩に届けられ、そこには「道藩同志、今回はあなたが譲つたらどうか」とあつた。もう一枚は司会席に届けられ、洪蘭友は「蔣」主席の指示です。土著各民族の主席団候補者問題に深く同情を表す、他の候補者が定員を譲ることでこれを救え、とのことです。と読み上げた。洪氏がこう言い終わると、張道藩が「候補者の資格を放棄する、楊砥中を〔候補者に〕補充することを求める」と述べた。こうして、司会の孫科の苦境が解かれるとともに、会場の雰囲気はまた和んだのである〔粟豊「国大主席団是怎样産生的」一九四六年十一月〕。

会場での紛糾の様子が、ここに見て取れる。楊砥中の問題提起と、それを受けた石啓貴の苗族史の主張は、さらに西康「土著民族」代表の麻頃翁の大胆な行動をも引き起こし、ついには蔣介石が事態の收拾に乗り出さざるを得なくなったのである。またこれによれば蔣介石も石啓貴の苗族史論を会場で聞いた一人であつたことになる。

この紛糾のきっかけは国民大会の「主席団」選出選挙にあつた。「国民大会組織法」（一九四六年三月公布）によれば、国民大会出席の代表は互選により五五名の「主席団」を選出し、それが以後の議事の進行を担い、関連する規則を制定することになつていた。開会早々、「土著民族」代表らは「主席団」に席を得ることを目指し、まずは選挙候補者に「土著民族」を加えるよう、訴えたのである。

この一件の翌日、十一月二二日の第四次予備会議で、選挙結果として発表された当選者の中に楊砥中の名前は見当たらない。落選して、「主席団」に席を得るには至らなかつたのだろう。しかし以上見たように、彼らの会場での発言

と、地域と民族帰属を越えた「土著民族」の行動は、会議の進行に少なからずの影響を及ぼした。そしてそのことは、国民大会の外にいた関係者にも、強い印象を残したのである。⁽³⁰⁾

(5) 憲法草案の条文改正運動とその成果

「土著民族」代表たちは、この一件を受けてさらなる行動に出た。憲法草案の条文改正の働きかけである。

問題となった憲法草案は、国民大会の開会後、十一月二二日によく立法院を通過し、二八日に国民政府主席蔣介石の手を経て国民政府から国民大会に引き継がれたものである。当日その場で全文が読み上げられ、翌二九日の国民大会第四次会議から、内容についての検討が始まった。ところがあまりにも多くの意見が出たため、十二月五日の第九次会議の決議で、意見のある者は書面で提出するように要請されたという。紛糾を生んだ一連の会議での意見表明者の中には、「土著民族」代表の楊砥中・曲木倡民の名前も見出される。⁽³¹⁾

楊砥中を筆頭とする計二十名の国民代表の提案・連署による「提案第五九号」は、おそらくこれを受けて書面提出されたものであったと推測される。この「提案第五九号」は、元雲南省政府主席の龍雲と欠席者の阿旺巴登を除いた「土著民族」代表、すなわち楊砥中・張冲・朱煥章・石啓貴・麻傾翁・禄国藩・趙乾興・曲木倡民の八名を提案者とし、これにさらに十二名が連署したものである。⁽³²⁾ 連署者の中には、湖南省の地域代表に選出されていた湘西の地域・民族エリート石宏規⁽³³⁾も含まれていた。

その提案内容は、まず憲法草案で国民大会の代表資格について規定した第二六条の第一項（各省・蒙古・チベットの立法院委員）、第二項（各省・蒙古・チベットの監察院委員）、第三項（各県および県に相当するその他地域選出の

代表)に加えて、新たに第四項「由滇川黔康湘桂六省土著民族、按人口比例、配選出之代表(雲南・四川・貴州・西康・湖南・広西六省の土著民族から、人口比率によって、配分選出された代表)」を設け、さらに立法院・監察院の委員選出に関する第六五条・九五条についても、蒙古・チベットと併記して「土著民族」枠を設ける規定を追加する、というものであった。⁽³⁸⁾ 彼らは、今次国民大会への参加のかたち、すなわち地域枠内での定員運用ではなく、「土著民族」としての独立した選出枠を、国民大会・立法院・監察院のそれぞれに、新たに設けることを要求したのである。

折しも十二月六日から十四日にかけて、国民大会の中の憲法草案審査部会の一つとして第二審査委員会が開催されており、そこでは特に国民大会に関わる条項についての記述の検討が進められることになった。この委員会には楊砥中・朱煥章・石啓貴・趙乾興・曲木倡民および石宏規が委員として参加しており、その場においても、国民大会の代表選出枠に関する、第二六条の文言が焦点の一つとして議論されたのである。⁽³⁹⁾

こうした経緯を踏まえ、十二月十四日から二十日にかけて開催された憲法草案の総合審査委員会で、憲法草案の修正案として、第二六条(国民大会代表)と第六五条(立法院委員)に、蒙古・チベット選出の代表と並列するかたちで、「各民族在辺疆地区」選出の代表を規定として加えることが決定され、そして国民大会最終日の十二月二五日、千四百八十五人の代表が参加して開かれた国民大会第二十次会議で、その規定を盛り込んだ「中華民国憲法」が正式に通過を見たのである。⁽⁴⁰⁾ 蒙古・チベットと肩を並べ、同等の地位を得るといふ、西南民族の長年にわたる悲願が、ここに実現することになった。

(6) 非漢族エリートたちの競合と影響関係

以上では、国民大会の開催を、国共間の対立を軸としてではなく、西南民族の視点で見ることによって、そこに出席した「土著民族」代表たちが、自民族史を国政の場で語り、連帯して権利を主張し、中華民国の政治体制の下で、「辺疆民族」として独立した地位を獲得するまでの過程を明らかにした。

見落とすことができないのは、国民大会において、憲法草案に異議申し立てしたのは「土著民族」だけではなく、同じように、蒙古・チベットと同等な選出枠を求める「生活習慣特殊回民」（現回族）と「滿族」（現滿洲族）が、憲法草案の条文改正を要求していたという事実である。⁽³⁹⁾「土著」「回民」「滿族」の三者の間に、明確な連携が確認できないのは、⁽⁴⁰⁾おそらく利害関係の対立のためであろう。しかし国民大会閉会の後、新憲法の下での選挙実施に向けて、憲法に付随する各種法規が定められ、選出枠と定員が設けられ、修正が繰り返されていった過程を見ると、⁽⁴¹⁾国民大会における「土著民族」と「回民」代表、そして「滿族」代表の意見が、段階的に反映されていった結果であることが読み取れる。そこには連携というよりも、刺激を与え合った影響関係を認めるべきであろう。

考えてみれば、今次国民大会の開催に際しては、他の二者に先んじて「土著代表」だけが、表面上は地域枠内と言っても、実質的な民族別定員を確保することに成功していた。抗戦期を経て、西南民族は蒙古・チベットに次ぐ地位を占めるに至っていたのであり、「回民」「滿族」エリートたちは、「土著代表」に準ずる扱いを求め、追隨して地位獲得を目指していたと言える。彼らはいずれも、蒙古・チベットの外の中国内地もしくはそれに接した地域に暮らす非漢族エリートたちであった。国民大会の開催は、従来はすでに「漢化」された存在と思われていた民族と、そのエリートたちの連帯感⁽⁴²⁾と競争意識、そして何よりも彼らの国内政治での発言権を、かつてないほどに強化したのである。

(7) 達成から混乱へ——直接選挙が浮き彫りにした西南民族社会の新たな矛盾

達成の後には混乱の時代が待っていた。国民大会に参加した「土著民族」代表たちは、それぞれに一九四九年に向けた新しい道の選択を迫られたのである。

そもそも国民大会は、共産党側の参加ボイコットを受けて、国民党側の一方的な開催によって始まった。国民大会の開催は、共産党との交渉を閉ざすことを意味していたのである。両軍の戦闘もすでに各地で始まっており、全面的内戦は避けられない情勢になっていた。そうした中、雲南省の「土著民族」代表で、軍人でもあった張冲（現彝族）は、国民大会出席後、南京からそのまま北上し、北平（現北京）を経て、一九四七年一月、延安に入る。彼は共産党への入党後、東北に向かい、当時国民政府によって東北戦線に派遣されていた旧龍雲配下の雲南軍に対する懐柔工作を、新たに担うことになったのである。⁽³⁵⁾

国民党政権の優勢が次第に失われていく中、一九四八年三月から五月にかけて、新憲法下での初の国民大会（行憲国民大会）が、南京の国民大会堂で開催された。⁽³⁶⁾先の国民大会（制憲国民大会）で「土著民族」代表が苦難の末に獲得した「辺疆民族」枠は、一九四七年十一月の直接選挙で実を結ぶことになるはずであった。ところが、前回に続き代表に選ばれたのは、定員十七名の西南六省「辺疆民族」枠で、湖南苗族の石啓貴と西康夷族（現彝族）の王済民（曲木倡民）のわずか二人、地域枠の雲南省の方克勝・禄国藩の二人を合わせても、計四人に過ぎなかったのである。⁽³⁶⁾

行憲国民大会に際し、直接選挙を実施したことは、候補者選出と選挙手続きについての不満を人々の間に高めることになった。⁽³⁶⁾根本的な問題として、民意の反映という点があり、それは先の制憲国民大会でも、苗族青年たちの支持を受けた呉性純・梁聚五が選出されず、白敦厚の支持を受けた楊砥中・朱煥章が選出されたことに、すでにかたち

して現れていた。そして今回、行憲国民大会の代表選出に、「辺疆民族」という特別枠が新たに設けられ、直接選挙が導入されたことで、西南中国各地にさらなる混乱が誘発されたのである。顕在化したのは、制度的に見て、人為的な要因で地域や民族集団間の格差が生じかねないという問題であった。

例えば、先の制憲国民大会では、白敦厚の支持により、貴州省の「土著民族」枠を独占した石門坎であったが、今回の行憲国民大会には、一人の代表者も送り出すことはできなかった。代わりに選出されたのは、白敦厚の後妻で貴州「花溪把火寨夷族」の陳為瑾³⁴⁾だったのである。また制憲国民大会では曲木倡民（王済民）一人しか代表を送り出せなかった西康（現四川西部・南部）夷族（現彝族）であったが、一九四七年五・六月に嶺光電を中心に組織された「川康彝（夷）族請願代表団」が南京を訪れ、積極的な運動を展開した結果、行憲国民大会では彝（夷）族代表七名の定員のうち貴州・雲南には二名ずつ、西康には三名を与えるという了承が国民党中央から得られたという。³⁵⁾

この西康夷族の一件は、西康省以外の西南民族たちに、波紋を引き起こすことになる。貴州の苗族知識人の梁聚五は、貴陽で同年十月、西康夷族の割り当て人数を増やすことになったとの報道に接し、「辺民」の人口数からすれば貴州にもそれ以上の割り当てがなければ不公平であると自論を展開し、政府を批判したのである。矛先は、貴州省が久しく続けてきた同化政策や、地方官吏の怠慢にも向けられた。人口が選挙の基礎となるのに戸籍に民族区分の欄がない、同化政策で民族衣装の「改装」を進めるなどした結果、地方官吏は「辺民」がすでに「同化」済みであると主張したがる等々、貴州の現実が「辺疆民族」の選挙に不利な状況を作り出しており、このままでは「離心力」を生むことになると、厳しい論調で訴えたのである。³⁶⁾

その後に行なわれた行憲国民大会の代表選挙と、それに続いて行なわれた国民政府立法（院）委員の選挙は、梁聚

五が提起した問題を、現実化させる結果を招いた。それらの選挙に際して、民族籍をめぐる問題が浮上し、大きな混乱を引き起こしたのである。

例えば、貴州省の行憲国民大会代表選挙に際しては、「辺疆民族」枠の候補者として、「陳文瑾」なる女性が、「全省辺民」の「景仰」する「朱煥章・梁聚五・張斐然・陸宗棠・王玉璽」よりも上位に置かれたことに對する不満が、貴州出身の成都在住「辺疆人士」たちから国民政府行政院に提出されている。彼らによれば、「陳文瑾」は「異族」に嫁いでいて、「辺民社会」の「習慣法」からすれば、「辺民」を代表する資格がないという。⁽⁵⁰⁾ 推薦されている者の中で、朱煥章・梁聚五・張斐然・王玉璽は現在の民族区分で苗族に相当し、陸宗棠は彝族に相当する。「異族」とは漢族と見て間違いあるまい。彼ら「苗夷」の「辺疆人士」たちの行動は、漢族に嫁いだ者ではなく、純粋な「辺民」を候補とするよう、政府に求めたものだったのである。

また貴州以外でも、同様に選挙と民族籍との関係が、問題視される事態が発生した。湖南省で一九四八年一月に行なわれた立法委員選挙に際し、「辺疆民族」枠で石宏規が候補者となった一九四七年九月以来、彼の民族籍について意見申し立てが繰り返され、選挙後の一九四八年二月には、その当選資格の剝奪を求める訴訟までが起こされたのである。異議申し立てをした「湖南辺疆民族特種文化研究会」の主張は、石宏規の家は代々「永綏県老旺汛」に住んでいるが「汛」は「清代綠營」の「防苗」拠点の「汛」で彼も漢人に他ならない、また石宏規自身もかつて自著「湘西苗族考察紀要」の中で「わが漢族」と「自供」しているではないか、等々であった。⁽⁵¹⁾ 同研究会が求めたのは、立法委員選挙で湖南省に一名だけ割り当てられた「辺疆民族」枠の代表として、民族籍の疑わしい石宏規ではなく、「革命」運動に際して苗族を率いた呉恆良を選出することであった。⁽⁵²⁾ ここにも、「辺疆民族」という特別枠が存在するために、

直接選挙ではかえって利害対立が顕在化するという、マイナスに働く構造が見て取れる。

これらは、いずれも先の国民大会（制憲国民大会）で、「土著民族」代表が苦勞して勝ち取った特別枠が、制度・社会的条件の不備のために、それまでになかった矛盾を新たに生み出した事例と言える。そこには、前近代以来、誰も踏み込むことがなかった「苗族とは誰か」という本源的な問いが関係している。以上の事例には、それに対し、各々の利益に立ち、「厳密」に区分することを目指そうとした、苗族側の漢族を排除しようとする論理が顕著に見て取れるのである。

一方で、民意を反映するためには、直接選挙なら少しでも多数の投票資格者を抱える集団が有利で、さらに定数そのものが民族人口を基準として算定される可能性がある以上、西南中国の非漢族内部では、「厳密」な区分に向かうのではなく、連帯により、民族としての緩やかなまとまりを主張することも必要となる。梁聚五は、その選択をした人物である。

梁聚五は、一九四六年の制憲国民大会開催に先立って、石門坎の苗族青年らによって代表に推薦され、また一九四七年の行憲国民大会代表選挙に際しても成都在住の「辺疆人士」たちによって推薦を受けた、貴州を代表する苗族知識人であった。⁽⁵⁰⁾ 彼は一九四七年に貴州省政府主席の楊森から招聘を受け、「貴州省政治訓練団」の講師となり、そこで「苗族民族歴史」を講義したが、楊森の同化政策と抵触する内容であったために、その特務組織による迫害を受け、貴州を追われたという。⁽⁵¹⁾ 問題となった講義内容については不明だが、選挙での社会の混乱と貴州出身勢力の伸張によって一九四八年四月に楊森が失脚した後、⁽⁵²⁾ 貴州に戻った梁聚五が発表した論文には、以下の内容が含まれており、一九四七年の主張を推測する手がかりとなる。

ここで言う苗族とは、単に苗族あるいは夷族〔現彝族〕を指すのではなく、この民族を基礎とし、各時代を含む、各地域で呼称の異なる蛮・荊・黎・僂・僮・僚・羅羅・擺夷・水家・洞家・爨人・越人・蜒人・畬人などの諸民族である。各時代・地域で呼称は異なるが、その太古の祖先は同じである。……神州とはすなわち中国である。……それはすなわち中国本部であり、黄河・長江流域に位置し、人類が生存する優位な条件に富む地域である。……漢族は、苗族と接触した後、どうしたのか。我々が見るに、二つの道しかない。和平でなければ戦争である。きわめて不幸なことに、両者は顔を合わせると、攻撃し殺し合った。……漢族は勝利し、苗族は征服され、黄河流域から海にかけての肥沃な土地は、一群の新しい主に変わったのである。そして征服された苗族―神州著〔着〕は、我慢して耐えるしかなく、戦争を避け、黄河以南に向けて撤退し、そのまま長江中流域に到達した。長江中流域にまで来ると、しばらく休んで、一息つき、漁労に従事する一方で、長江兩岸の肥沃な土地を開発した。歲月が流れ、史実を大事にしない多くの人々は、彼らの祖先の発祥地をほとんど忘れてしまった。……苗族民族は漢・蒙・藏・回の長兄である。この長兄―苗族民族が神州土著であることは、まさに疑いがない（梁聚五「苗族民族之由来」一九四九年一月）。

ここには、「苗族」と「夷族」（現彝族）、さらにはそれら以外の近隣諸族を緩やかに包括する議論として、同祖苗族先住説に立った「大苗族民族史観」と言うべきものが示されている。これに続いて発表された一連の論文とともに、来たるべき時代を見据えながら、「苗族民族」の歴史的存在感を、社会に向けてアピールする意図が読み取れる。梁聚五はそこに、黄河流域起源の苗族先住説のみならず、南詔・大理、さらには現在の国境を越えた安南（現ベトナム）、緬甸（現ビルマ）、暹羅（現タイ）にまたがる壮大な民族史として、中国王朝の南下に抗し続けた「苗族民族」の歴史

を、一つの独立した体系をもつ通史として描き出したのである。⁽⁸⁵⁾

以上見たように、西南民族の政治参加実現と直接選挙の実施は、民族区分としての漢族との対立意識を掘り起こすと同時に、かつて高玉柱たちが目指しながらも挫折した、西南中国の非漢族の連帯と、それを支える歴史意識の醸成を促すことになった。

一九四九年以後、共産党政権はその民族政策において、民族籍を政治的に定義して（民族識別）、新たな人材を「民族幹部」に登用する枠組みとすることにより、「民族」間の利害関係の調整に積極的に介入していく。しかし、それは同時に西南民族の緩やかな連帯の芽を摘むことにもなった。その中で、苗族自身が描き出す自民族史もまた、「民族識別」の枠組みに沿って、解体、そして再構築の道を歩むことになるのである。

(8) 小結

国共内戦の最終局面は、西南中国が舞台となり、石門坎から遠からざる西康省最南部の西昌地区（現四川省凉山彝族自治州）が、国民党政権にとつての中国大陸最後の拠点として選ばれる。その中で、西南民族を再び重視する動きが起こり、西康夷族エリートへの働きかけも強められるが、時すでに遅く、国民党政権はついに中国大陸からの撤退を余儀なくされるのである。⁽⁸⁶⁾

以上では、まず抗戦末期から戦後、内戦期にかけての苗族社会の実態と変化を明らかにし、過渡的状況における新しいタイプの苗族エリートと、それを取り巻く新たな民族関係の出現に注目し、あわせて彼らの民族意識の根底になお苗族先住説が強く作用し続けていたことに目を向けた。さらに西南民族の視点で政治協商会議と国民大会を検討

することで、西南民族エリートの請願と国共両党をめぐる政局が、彼らを代表として国民大会へと参加させる道を切り開いたこと、そして「土著民族」としての彼らの国政での積極的な活動により、先住民史観に立った苗族史論が、政治主張と組み合わさってついに中央政界に届けられた経緯を明らかにした。覚醒した苗族エリートたちは、国民大会と選挙という「場」と「機会」を得ることにより、苗族先住説を武器に、声を上げ主張する者として、この時期、その存在感をかつてないほど強めたのである。

一九四三年以来、共産主義者と共産党政権は、蒋介石の『中国之命運』を取り上げ、国民党による民族政策を「同化主義」「ファシズム」と厳しく批判し続けてきた。今日の中国大陸でも批判の論理はそのまま踏襲されており、同じ言説はこれからも再生産され続けることであろう。しかし以上の考察からは、「同化主義」「ファシズム」に向き合いつつも、着実に権利を主張し、成果を手に入れるに至った民国期の民族エリートたちの姿や、それに譲歩を迫られて政策を修正せざるを得なかった国民党政権の実像が見えてくるのである。

ところが一九四九年以後、社会の転換の中で「民族幹部」として新たな民族エリートとなったのは、北京から南下した西南民族籍の共産主義者や、西南中国各地で共産党の指導する活動に参加していた民族籍の青年たちであった。そして一九四〇年代に苗族の政治参加を先導し、地位向上を実現させた石啓貴や梁聚五は、かえって「旧社会」の民族エリートとして批判にさらされる。本論文で見た彼らの活躍は、その後の社会変化の中では、かえって「あだ」となり、新たな苗族「幹部」たちによる批判の口実となったのである。

同様に、一九四〇年代においては新しいタイプの苗族エリートとして、時代の狭間に抬頭した朱煥章もまた、かつて参政運動の勝利として迎え入れられた石門坎の地で、「旧社会」の民族エリートとして、「苗族の腐敗分子」「帝国主

義の走狗」「反革命」のレッテルを張られることになる。断片的な史料から浮かび上がるのは、彼が「黨員」ではない民族エリートを地元の権力中枢に加えることを目指したことであり、それが党の指導の下での「民族区域自治」という政府の方針と相いれず、地方民族主義として弾圧され、ついには自殺にまで追い込まれたという事実である。⁽⁵⁶⁾

一九四九年以後の政治環境は、苗族の歴史についても、新たな方向付けを与えずにはおかなかった。「民族識別」によって分断された個別の「少数民族」の枠組みの中で、あくまでも「中国民族史」の構成要素として描き出すことが要請されたのである。しかしながら、一九三〇年代から四〇年代を通じて醸成された自民族史像をめぐる苗族の思いは、「識別」された民族としての新たな「苗族」という枠組みにおいても、かたちを変えながら継承されていった。石啓貴や梁聚五の政治的評価を見直し、彼らの論著を再び世に出すことで、民国期の苗族史論を再評価しようとする動きが、一九八〇年代以後、それぞれの出身地域である湖南西部と貴州東南部の苗族知識人の間に現れ始めるのは、その象徴的な例である。一方、かつて朱煥章を輩出し、苗族エリートの搖籃の地であった石門坎は、今なおかつての輝きを取り戻すには至っていない。しかし、実は一九四九年以後の「公定」苗族史論の形成過程を分析してみると、そこで最大の役割を果たしたのは、石門坎の歴史伝承と、それを語り、歌い継ぎ、あるいはそれを学説として提示する意識を身につけた石門坎所縁の人々であったことが明らかとなる。政治闘争が終息した一九八〇年代以後、こうした歴史意識が、長い伏流を経て再び花を咲かせ、民族権益を求める運動と結び付きながら、新旧の苗族エリートたちを突き動かし、地域を越えた連帯の気運を、広汎な苗族社会の中に生み出していくのである。

（以下、続篇）

【註】

(458) 拙稿「苗族史の近代(六)」北海道大学文学研究科紀要 一三二、二〇一〇年。なお、本論文で取り上げる史料の中には、歴史的背景や史料の性質によって、日本国内の公的機関には所蔵されないものが含まれている。そこで、それらのうち本文中で紹介したものを中心に、できるかぎり史料の原文を註に収録しよう心がけた。ただし、引用に当たっては常用漢字化を原則とし、句読点については筆者が新たに加えたものもある。

(459) 前掲注287・385・386および本文中の議論を参照。

(460) 貴州省档案館藏檔案・档号不明「行政院長蒋介石關於少数民族稱謂的訓令(一九四二年五月)」、および同「奉令抄發委座(蒋介石)未感侍密代電關於民族及辺疆問題通知遵照由(一九四三年十月)」(筆者未見、ともに秦和平『基督宗教在西南民族地区的傳播史』四川民族出版社、二〇〇三年所収)。軍事委員会委員長侍從室については、張瑞德著・鬼頭今日子訳『遠隔操縦——蒋介石の』手令(直接指令)研究』『日中戦争の国際共同研究 一 中国の地域政權と日本の統治』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年を参照。『中国之命運』そのものと、その中で蒋介石の民族観については、李揚『蒋介石与『中国之命運』』『開放時代』広州市社会科学学院、二〇〇八年、沈寧『我的外祖父為蒋介石執筆『中国之命運』』『文史博覽』九、中国人民政治協商會議湖南省委員会、二〇〇九年、および前掲注311・449と本文中の議論を参照。

(461) 梁聚五「西南辺地概況」『黔靈月刊』一一七、黔靈月刊社、一九四六年一月(筆者未見、張兆和・李廷貴主編『梁聚五文集』民族・民主・政論 香港科技大学華南研究中心、二〇一〇年に再収録)には、「在文字上、一向慣加「犬」旁、「虫」旁之「猿」「狢」「蜚」「蝨」等字樣、亦須嚴加改正(國民政府雖廿九年九月十八日明令更正、但未徹底実行)」とある。梁聚五は、一八九二年に貴州雷山県に生まれ、丹江(現雷山県城)小学堂を経て、貴陽模範中学に入学し、貴州西南法政行政研究所で学ぶ。一九一八年から従軍、一九三〇年代に抗日運動に参加し、一九三六年に雷山県から貴州省参議員に当選したことを機に、一九三七年に国民党に加入、一九三八年から貴州党部の監察委員などを歴任、一九四六年に民主同盟に加入し、貴州民盟の中心人物の一人となり、民主派の論壇活動に活躍する。一九四九年、「苗夷民族代表」として共産軍の貴陽進駐を迎えるが、反右派闘争、文化大革命で弾圧され、一九七七年に病死した。李廷貴「緬懷梁聚五先生」『梁聚五先生事略』「解放初期的梁聚五先生和毛主席对他的幾項任命」岑秀文ほか編『民族志資料匯編・第二集(苗族)』貴州省志民族志編委會、一九八六年(以上ともに前掲張兆和ほか編『梁聚五文集』)に再収録、許士

仁「解放前の梁聚五先生」中国政治協商會議貴州省委員会文史資料研究委員會編『貴州文史資料選輯』二二、同委員會、一九八六年、許士仁「解放後の梁聚五先生」貴州省政協文史資料委員會編『貴州少数民族文史資料專輯』中国文史出版社、一九九一年、許士仁「抗戰時期的苗族愛國人士梁聚五」『貴州文史叢刊』三、貴州文史研究館、一九九七年、Cheung Si-Woo（張兆和）、"Appropriating Altery: Liang Juwu's Writing on Miao Identity"（「異族想像的挪用：梁聚五關於苗族身份認同的著作」）『考古人類學刊』五九、国立台湾大学文學院人類學系、二〇〇二年、および張兆和「梁聚五關於苗族身份認同的書寫——近代中国辺遠族群以漢語文表述我族身份認同的個案研究」前掲張兆和ほか編『梁聚五文集』所収を参照。梁聚五の論著は張兆和ほか編『梁聚五文集』にもれなく収録されている。同書をご惠贈下さった張兆和氏に謹んで御礼申し上げる。なお貴州省以外においても、差別的民族呼称の禁令が実効性をもたなかったことについては、一九四四年五月に雲南省民政庁の「辺疆行政設計委員會」が、各県（局）に「豕」「豸」などの偏をもつ漢字や「蛮」「貊」などの呼称を禁じる通達（雲南省檔案館藏檔案：一〇一一全宗九一六卷「雲南省民政庁辺疆行政設計委員會民国三三年度全年工作報告（一九四五年一月）」、筆者未見、前掲注27馬玉華『國民政府对西南少数民族調查之研究』所引）を出していることよって確認できる。

(462) 前掲注30王建明「現在西南苗族最高文化区——石門坎紹介」。

(463) 以上、楊森については、白敦厚「談黔省辺胞文化」『辺鐸月刊』十・十一、貴州省政府辺胞文化研究会、一九四七年一月、および婁貴品「楊森主黔原因探析」『貴州文史叢刊』三、貴州省文史研究館、二〇〇七年を参照。

(464) 白敦厚「石門坎の教会学校」『黔靈』三・四、黔靈月刊社、一九四五年十月、前掲注27馬玉華『國民政府对西南少数民族調查之研究』および婁貴品「楊森主黔時期貴州民族政策的制定」『貴州民族研究』三、二〇〇九年。楊森の石門坎訪問について、各種回顧談や論考中に、一九三五年とするものと一九三六年とするものの二説がある。宣教師ハズベス(W. H. Hudspeth)、王樹徳は、一九一〇年から一九三六年まで石門坎で布教に従事していた人物であるが、彼は楊森の石門坎訪問を一九三六年としている（前掲注355 Hudspeth, W., H. *Stone Gateway and the Flowery Miao*）。ハズベスの記述を採用する。一九三六年に石門坎を訪れた楊森は、苗族青年数人を選抜して、中央政治学校に送って学ばせたとされるが（梁欧第「西南辺疆教育的幾個類型」『辺鐸月刊』二・三、一九四六年五月、筆者未見、前掲注27馬玉華『國民政府对西南少数民族調查之研究』所引）、この事実についてもハズベスは言及している。

(465) 前掲注463白敦厚「談黔省辺胞文化」、前掲注27馬玉華『國民政府对西南少数民族調查之研究』、および前掲注464婁貴品「楊森主黔時

期貴州民族政策的制定」。

(466) この現象は、湖南西部の湘西苗族社会における地域・民族エリート石宏規の抬頭過程と相似する。石宏規については、前掲注32を参照。

(467) 前掲注36楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略」、および楊漢先「基督教循道公会在威寧苗族地区传教始末」中国政治协商會議貴州省委文史資料研究委員會編『貴州文史資料選輯』七、貴州人民出版社、一九八三年。

(468) 前掲注35王建明「現在西南苗族最高文化区——石門坎紹介」。

(469) 「土司」が歴代王朝の正式な任命を経て、文書によって公的に地位の世襲を保証され、官印が賜与される存在であったのに対し、「土目」は文書による地位の裏付けも、賜与された官印も持たない、非公認の慣習的な存在であった。陳惠榮「匪匪黃山及者厦白革等并黔粵兩省民苗争田案」(中国第一歴史档案館藏乾隆朝軍機處錄副奏摺) および愛必達『黔南識略』卷二四大定府・卷二六威寧州(ともに筆者未見、温春來「從「異域」到「旧疆」——宋至清貴州西北部地区的制度・開発与認同」三聯書店、二〇〇八年所引)を参照。

(470) 前近代の当地の社会構造については、前掲注37温春來「從「異域」到「旧疆」を参照。近代以来の石門坎については、前掲注39諸文献を参照。「改土帰流」の実施後、彝族の中で、土目が最も社会的地位が高く、権力が最も大きな存在になったことについては、石門坎を含む旧土目支配地域の社会調査報告である、張永国ほか整理「威寧県龍街等地解放前苗族・彝族社会歴史総合調査(一九五九年調査)」貴州省編輯組編『黔西北苗族彝族社会歴史総合調査』貴州民族出版社、一九八六年を参照。

(471) ポラード亡き一九二〇年代以後も、石門坎の外国人宣教師が、彝族土目の安眠生のために望遠鏡の購入を図るのと引き換えに孤児院建設の土地を獲得し、雲南彝良県の梭戛土目の息子の「隴体方(芳)」が浙江大学に進学するための経済的支援をしていたことについては、前掲注36楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略」および前掲注47楊漢先「基督教循道公会在威寧苗族地区传教始末」を参照。隴体方については、無記名「隴体方」雲南省彝良県志編纂委員会編『彝良県志』雲南人民出版社、一九九五年を参照。

(472) 前掲注469温春來「從「異域」到「旧疆」。

(473) 「長征」に参加し、一九三六年二月に貴州西北部から雲南東北部の扎西(現威信県)に入った古参の共產党幹部の陳雲は、紅軍が威信に入る前、ある村において、かつて北京大学を卒業し、雲南某県の県長を務めたこともある人物が、紅軍のリーダーに面会を求め、紅軍とともに各県の民団を率いて雲南(威信県?)に攻め入り、漢人に対する圧迫を解消したいと願いだしたことを記録している(陳

苗族史の近代（七）

雲「隨軍西行見聞録」、『紅旗』一、紅旗雜誌社、一九八五年）。この地域における当時の漢族の現実的地位を知る上で、貴重な手がかりとなる。

(44) 安恩溥「我所了解的龍雲統治集團中部份彝族上層人物的活動情況」中國人民政治協商會議雲南省委員會文史資料委員會編『雲南文史資料選輯』十一、同委員會、一九七九年、および前掲注316潘先林『民國雲南彝族統治集團』。

(45) 前掲注43陳雲「隨軍西行見聞録」、および前掲注316潘先林『民國雲南彝族統治集團』。一九三五年から翌一九三六年にかけて、「長征」途上でこの地を通過した紅軍は、各地でこれら彝族の地域エリートへの支持を取り付けながら、国民党軍との戦闘を続けたのである。

(46) たとえば、石門坎の北に隣接する雲南省彝良県の彝族には、復旦大学を卒業した隴体要や、浙江大学を卒業した隴体芳、日本の陸軍歩兵専科学校を卒業した禄国藩（本名隴高躍）がおり、石門坎の東に位置する貴州省大定県（現大方県）の彝族には、四川永寧宣撫使（土司）の末裔、彝族の大土目で、黄埔軍官学校第一期生として知られる楊伯瑤がいる。隴体芳については、前掲注41無記名「隴体芳」を参照。隴・禄・楊氏は、彝良県の所在する雲南省東北部の昭通府・鎮雄直隸州、および石門坎の所在する貴州西北部の大定府の旧土司の姓として広く確認されることから（龔蔭『中国土司制度』雲南民族出版社、一九九二年）、いずれもその末裔を名乗る彝族土目と推察される。隴体要と禄国藩については、前掲注316潘先林『民國雲南彝族統治集團』、および無記名「禄国藩」前掲注41「彝良県志」を参照。楊伯瑤については、李卿「憶彝族愛國人士楊伯瑤先生」、『大方文史資料選輯』四、中国人民政治協商會議貴州省大方県委員会文史資料研究委員会、一九八八年、李卿「憶彝族愛國人士楊伯瑤先生」補記」、『大方文史資料選輯』五、同前、一九八九年を参照。

(47) 朱群慧「苗族人民的教育家朱煥章」および藏礼柯「石門坎公僕朱煥章」（ともに前掲注39東曼ほか主編『貴州石門坎』所収、前掲注349沈紅「結構与主体」および張慧真「教育与族群認同」参照。

(48) 楊漢先については、前掲注347諸文獻、および楊漢先「回顧我的歷程」中国人民政治協商會議貴州省委員會文史資料研究委員会編『貴州文史資料選輯』二二、同委員會、一九八六年を参照。

(49) 以上の経緯については、前掲注356楊漢先「基督教在滇・黔・川交界一带苗族地区史略」、前掲注467楊漢先「基督教循道公会在威寧苗族地区伝教始末」、および楊忠徳「西南辺疆私立石門坎初級中学校的創辦及其教學活動」中国人民政治協商會議貴州省威寧彝族回族苗族自治県委員会第二屆文史資料研究委員会編『威寧文史資料』三、同委員會、一九八八年を参照。隴体芳については、前掲注476無記名

「隴体芳」を参照。安・楊氏は、隴氏と同じく、雲南省東北部から貴州省西北部にかけての旧土司の姓として確認されることから（前掲注476龔蔭『中国土司制度』）、いずれもその末裔を名乗る彝族土目であると推察される。彝良県彝族の隴氏の人材としては、梭戛の人の隴体要（復旦大学卒、国民党雲南党部書記長・雲南省建設庁庁長）、龍海の人の禄国藩（本名隴高躍、日本東斌（武？）陸軍歩兵専科学校卒、雲南憲兵司令・雲南防空司令兼昆明警備司令）、隴高賢（禄国藩兄、雲南省参議會議員・彝良県参議會議員）がいる（前掲注474安恩溥「我所了解的龍雲統治集團中部份彝族上層人物的活動情況」、前掲注316潘先林『民国雲南彝族統治集團』、および前掲注476無記名「禄国藩」）。

(480) 前掲注476李卿「憶彝族愛国人士楊伯瑤先生」および李卿「『憶彝族愛国人士楊伯瑤先生』補記」を参照。このほか楊伯瑤については、張承堯「民族上層知名人士楊伯瑤先生」前掲注41貴州省政協文史資料委員會編『貴州少数民族文史資料專輯』、無記名「楊伯瑤」貴州省畢節地区地方志編纂委員會編『畢節地区志・人物志』貴州人民出版社、一九九一年、蔡崇林「三上三園洞——記彝族知名人士楊伯瑤先生」貴州省人大常務会ほか編『回顧貴州解放（五）』少数民族在解放貴州斗争中的貢獻』貴州民族出版社、一九九九年を参照。

(481) 前掲注356楊漢先「基督教在滇・黔・川交境——带苗族地区史略」、および前掲注476楊漢先「基督教循道公会在威寧苗族地区伝教始末」。楊砥中が、雲南・貴州・四川三省の交界域で影響力をもっていた「彝族上層人士」で、石門坎の現地視察を経て初級中学の創立を支持し、楊砥中が董事長（理事長）、朱煥章が校長となつて、一九四三年に「西南辺疆私立石門坎初級中学」が正式な成立を見たという説明（前掲注477藏礼柯「石門坎公僕朱煥章」）は、これと矛盾しない。なお、西康夷族（現四川彝族）エリートの嶺光電も、楊砥中を「貴州大土司」の家柄で、黄埔軍官学校第一期生の「楊伯堯」（楊伯瑤）の弟とする。嶺光電は楊砥中と親しい関係にあり、一九四四年には、ともに首都南京での「西南彝（夷？）苗文化促進会」の結成に参加した。また、南京での蒋介石との面会に際し、蒙蔵委員會を辺政部に改組して楊砥中を「彝人」として参加させるように提案し、一九四九年には、重慶で楊砥中と蒋介石との面会を実現させたという（嶺光電「三見蒋介石」、中国人民政治協商會議凉山彝族自治州委員文史資料研究委員會編『凉山彝族自治州文史資料先選輯』四、同委員会、一九八六年、および前掲注28嶺光電「憶往昔」）。一説に、楊砥中は一九五〇年以後、四川省成都の西南民族学院で講師を務めたとされるが（前掲注471無記名「隴体芳」）、詳細は明らかでない。

(482) 前掲注334国民政府社会部「高玉柱等呈報發起組織西南辺疆文化經濟協進会及社会部胡星伯等簽呈（一九三八年十二月）」。

(483) 前掲注356金国光「略憶参加『西南夷苗族解放大同盟』前後」。

(484) 以上、白敦厚については、張斐然「開關石門坎的兩位白先生」『黔靈』五・六、黔靈月刊社、一九四五年十二月、陳為瑾・白敦厚「結婚記実」『辺鐸月刊』四、貴州省政府辺胞研究会、一九四六年六月、白敦厚「紀念工作中的苗胞伴侶——王毓華女士」『辺鐸月刊』七・八、一九四六年十月、前掲注356楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一帶苗族地区史略」、前掲注478楊漢先「回顧我的歷程」、および前掲注400秦和平「基督教在西南民族地区的傳播史」を参照。王毓華の死に際して楊森が寄せた墓誌銘「白夫人墓表（一九四五年十一月）」は、全文が前掲白敦厚「紀念工作中的苗胞伴侶」に、写真が楊森編著「貴州辺胞風習写真」貴州省政府辺胞文化研究会、一九四七年に、それぞれ収録されている。楊森が一九三六年の石門坎訪問時に朱煥章と面談し、その後白敦厚が駐在することになったという経緯については、前掲注356楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一帶苗族地区史略」、および前掲注478楊漢先「基督教循道公会在威寧苗族地区伝教始末」を参照。

(485) 前掲注351曹経況「篇名不明」および本文中の議論、貴州省档案館蔵檔案・檔号不明「田東屏呈報視察威寧石門坎一帶苗民学校暨教会情形由（一九三六年一月）」（筆者未見、前掲注400秦和平「基督教在西南民族地区的傳播史」所引）を参照。

(486) 前掲注271馬玉華「国民政府对西南少数民族調查之研究」、および貴州省档案館蔵檔案・檔号不明「貴州民政厅設置威寧県石門坎設治局計画（一九三六年九月）」、「民政厅簽復奉發行營設治局研究石門坎情形并經營辦法由（一九三六年十一月）」、「国民政府行政院第七二六号訓令（一九三七年二月）」、「貴州省府委員会第三一二次常會議案通知（一九三七年三月）」、「貴州省府委員会第三八二次常會議案通知（一九三七年十一月）」（筆者未見、ともに前掲注400秦和平「基督教在西南民族地区的傳播史」所引）を参照。「設治局」の設置に向けては、適当な人材を選定するところまでいったが、石門坎が相対的に衰退していく中で、設治局の設置には値しないとの評価が現れ、計画取りやめとなった。貴州省档案館蔵檔案・檔号不明「貴州省石門坎設治局組織規程所附設治局局長人選條簽（一九三六年十月）」、「李実之関于貴州省第四行政区威寧県石門坎設治人選意見書（一九三七年八月）」（筆者未見、ともに前掲注400秦和平「基督教在西南民族地区的傳播史」所引）を参照。なお「設治局」とは、「県治を設置していない地方」に、「相当の時期に至つたら県治を改設する」という前提で、暫定的に措置された過渡的統治機構である。「設治局組織條例（一九三一年六月二日公布施行）」（徐百齊編『中華民國法規大全』一、商務印書館、一九三六年）を参照。西北・南方における「改土帰流」の未徹底な社会状況を前提としていると考えられ、北方における「盟旗」の県への改制問題と対比して理解するのが妥当である。

(487) 前掲注356楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一帶苗族地区史略」。

(488) 前掲注494白敦厚「石門坎的教会学校」、前掲注498張斐然「開關石門坎的兩位白先生」、前掲注356楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略」、および前掲注478楊漢先「回顧我的歷程」参照。白敦厚は、楊森が省政府主席に任じられると、省政府の下に成立した「辺胞文化研究会」を主宰し（前掲注498楊漢先「回顧我的歷程」）、省レベルの同化政策を主導した。

(489) 楊漢先は、一九四六年の国民大会開催に際し、石門坎から代表が選出された背景について、それが当時すでに石門坎を離れ、省政府主席楊森の下にあった白敦厚の「積極」的な「協助」によるものであったと述べる（前掲注356楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略」）。この国民大会には、朱煥章・楊砥中が貴州省の「土著民族」代表として揃って選出され、参加しているから（次章参照）、楊漢先が言及した対象は、これら二人であったと見るべきである。

(490) 苗族エリートの中には、これとは対照的な時代への向き合い方も存在した。石門坎苗族の楊漢先は、一九二九年に朱煥章とともに成都に行き、ともに華西協合中学・同大学で学んだが、卒業後は、白敦厚や政府当局からの官界への誘いを断り、また故郷石門坎で教鞭を執る道も選択せず、貴州大学に身を置いて学究の道を歩んだ（前掲注478楊漢先「回顧我的歷程」）。楊漢先は、朱煥章が楊砥中らと連携して中学校を設立したことについて、朱煥章その人を批判することはしていないが、楊砥中らの動機付けについて、彝族土目が教会の力の強い苗族社会に君臨する野心を抱いたものとして、否定的な評価を下している。前掲注356楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略」、および前掲注497楊漢先「基督教循道公会在威寧苗族地区伝教始末」参照。

(491) 江応樑「請確定西南辺疆政策」『辺政公論』七一一、辺政公論社、一九四八年。

(492) 第九章本文、およびPollard, Samuel, *The Story of the Miao*, London: Henry Hooks, 1919（東人達訳注「苗族紀実」前掲注355柏格理ほか『在未知的中国』所収）、前掲注356・363・370を参照。

(493) 第十章参照。

(494) 石門坎の文化と教育は、抗戦下の西南中国の苗族社会に、きわめて強い影響力を持っていた。上記の江応樑の記述は、石門坎出身の苗族エリートたちと苗族信徒一般の歴史意識を示すものであるとともに、加えて西南中国の広い範囲の苗族社会の状況を示すものであったと理解すべきである。一九三九年八月に成立した教育部西南辺疆教育考察団は、同月から翌一九四〇年三月にかけて現四川・雲南・貴州・広西にまたがる地域を实地調査した報告書（無記名「辺疆教育」前掲注373教育部教育年鑑編纂委員会編『中国教育年鑑第二次』）の中で、以下のように述べる。「本団が途中で雲南禄豊県を通過した際、当県教育局□□□□および県境内のある苗民が自ら

経営している小学校は、石門坎系統の苗文（苗文字）を用い、苗漢併記の教科書を自ら編集していた。……且下、苗族同胞の文化的中心は石門坎で、石門坎の挙動は四川・雲南・貴州の各苗族地区に影響している」（中国第二歴史档案馆蔵国民政府教育部檔案・檔号不明「教育部西南边疆教育團關於改進西南各省边疆教育總建議書（一九四一年）」（中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案史料匯編』五—二・教育二、江蘇古籍出版社、一九九八年所収）。清末に石門坎で創出された苗文は、西南中国各地に伝播し、それぞれの地で苗族教育を支えるまでになっていたのである。文字は伝承の記録化を可能にし、また文字が知識の啓蒙と不可分の関係にあることは言うまでもない。一九三二年以後、楊榮新・王明基・吳忠烈が二八首の苗歌を収集整理して『苗族古歌』なる冊子を苗文でガリ版印刷したことについては、威寧彝族回族苗族自治县民族事務委員会編『威寧彝族回族苗族自治县民族志』貴州民族出版社、一九九七年を、また王明基収集の苗歌が後世に与えた影響については、前掲注30を参照。なお、石門坎から、省都昆明・貴陽を含む雲南・貴州省の広域にキリスト教文献が流布していたことについては、前掲注34江応樑『西南辺区の特異文字』（一九四五年）にも言及がある。

- (495) 陶開群作詞作曲・陶紹虎訳「迎接朱校長帰来之歌」（前掲注29沈紅『結構与主体』所収。当該歌については、陶開群作詞作曲・陶紹虎訳「為民族争光」という表題で、同一の歌が苗語の歌詞とともに紹介されているものがあるが（貴州省民族宗教事務委員会民族語文辦公室ほか編『苗族歌曲選編・滇東北次方言』貴州民族出版社、二〇〇〇年所収）、「蔡賽米福地」が「直米黎沃原」と改訳、「夏族」が音訳で「杜煞（*du sha*）」と表記されていることに注意すべきである。石門坎周辺で歌い継がれる苗歌（叙事詩）において、「直米利」が今の河北省（旧称「直隸」）に相当して黄河の北の地からの南遷を裏付けるといふ解釈が一九五〇年代に記録され、以後拡大解釈を重ねて、今日にまで強い影響を残すことについては、本論文第十五章の議論を参照。
- (496) 当時、朱煥章は随行者の王建光と二人で、石門坎から徒歩で威寧県城に行き、県城から車で省都貴陽、そして飛行機に乗り換えてはるか南京を目指したという（前掲注29沈紅『結構与主体』）。王建光については、雲南大関県の苗族出身で、石門坎で教育を受け、一九三五年に兄の王建明とともに南京の中央政治学校（附設蒙藏学校？）に推薦入学、一九三九年に卒業後、民国政府および地元政府の官吏を務めたことが知られる（杜応国「難以湮滅的足迹」『貴州政協報』二〇〇六年三月九日、および前掲沈紅『結構与主体』）。南京に不案内な朱煥章の案内役を任されたということであろう。中央政治学校は、国民党第二屆中央執行委員会の決議によって一九二七年五月に蒋介石を校長として成立した中央党務学校に由来する（頼光臨「政大的沿革簡史」馬星野編『学府紀聞 国立政治大学』南京出版有限公司、一九八一年）。中央政治学校附設の蒙藏学校については、張俊徳「南京蒙藏学校的边疆研究工作」『禹貢』七一・

二・三、禹貢学会、一九三七年、および前掲注48無記名「辺疆教育」を参照。なお、王建国はかつて南京での就学中に、西康・雲南の土司家出身の「夷族」（現彝族）エリートたちが組織し、政府への請願運動を展開した「西南夷族文化促進会」の活動に参加しており、嶺光電や高玉柱らと親交があったと見られる。同促進会が南京で刊行した機関誌『新夷族』第一巻第二期（一九三七年一月）には、王建国と嶺光電の二人が写った写真が口絵に掲載され、王建国の論文「夷苗実況雑感」も収録されている（前掲注299・301）。貴州苗族と西康夷族の首都での邂逅を物語る貴重な手がかりである。王建国・王建光兄弟もまた、楊砥中と同様、高玉柱らによる「西南夷族」運動に接した、民族エリートであったと考えられる。

(497) 富国美子（陶開群子女）「逆境不滅的陶開群先生」二〇〇六（未刊稿、筆者未見、前掲注298沈紅『結構与主体』所引）。当時それに参加した苗族は、古稀を迎えた今も、集会の盛大な様とあわせ、この歌を忘れることなく記憶しているという（前掲沈紅『結構与主体』）。

(498) 原音の“ndraos shab”（前掲注48「迎接朱校长归来之歌」）もしくは“dub shab”（前掲注48「為民族争光」）に対する、漢語の「華夏」を念頭に置いた漢訳語の「夏」と理解するのが妥当である。苗族と言語系統は異にするが、石門坎の所在する地域に苗族とともに集住する貴州西北部の彝族が、自族を「大地の中央の人」という意味で「婁」と呼び、漢族を「中央から外に発展した人」「外族」の意味で「哈」と歴史的に呼んできたことについては、前掲注48温春来『從「異域」到「旧疆」』を参照。

(499) 孫文の建国構想については、孫文「国民政府建国大綱（一九二四年一月二三日）」広東省社会科学院歴史研究所ほか編『孫中山全集』九、中華書局、一九八一年を参照。憲法制定および国民大会開催に至る道については、横山宏章『中華民國史―専制と民主の相剋』三一書房、一九九六年を、国民大会で制定された中華民国憲法の今日的再評価の可能性については、久保亨『シリーズ中国近現代史四 社会主義への挑戦―一九四五―一九七一』岩波書店、二〇一一年を参照。

(500) 国民大会秘書処編『国民大会実録』同秘書処、一九四六年。

(501) 秦立海『民主聯合政府与政治協商會議』人民出版社、二〇〇八年。

(502) 国民大会への非漢族代表たちの参加については、早くに横山宏章氏が注目し（前掲注48横山宏章『中華民國史』）、彼らが参加する前提となる民国期の政治制度についても、史鈞および李国棟氏によって基本的な整理が試みられている（前掲注270史鈞『民族事務管理制度』および李国棟『民国時期的民族問題与民国政府的民族政策研究』）。ところが国民大会での非漢族代表の具体的な活動とその

成果については、いまだ十分な議論がなされておらず、検討すべき論点が数多く残る。各地域・民族集団ごとに見ても、内蒙古地域における盟旗制度の改革と自治との関連で国民大会の開催に言及したものについては、いくつかの研究があるが（上野稔弘「一九四〇年代後半の中国における辺疆民族問題の一考察―辺政改革構想をめぐって」、『現代中国』七三、日本現代中国学会、一九九九年、吉田豊子「戦後国民政府の内モンゴル統合の試み―憲法制定国民大会までを中心に」、『アジア研究』四七―二、アジア政経学会、二〇〇一年、島田美和「戦後中国知識人の内モンゴル自治論争」石川禎浩編『中国社会主義文化の研究』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター、二〇一〇年、および孟和宝音「近代内蒙古行政建制変遷研究」遼寧民族出版社、二〇一〇年、本論文の主題である苗族を含め、南方諸族の国政参加については、張慧真氏が朱煥章（前掲注24張慧真「教育与族群認同」）、張兆和氏が石啓貴・梁聚五（前掲注20張兆和論文およびCheung Siu-woo, "Miao Identities", 前掲注41 Cheung Siu-woo, "Appropriating Alterity", および張兆和「梁聚五關於苗族身份認同的書写」）の活動を、各人に関する評伝の中でそれぞれ言及するのみであり、その全体像はいまだ明らかとなるに至っていない。本節での議論は、こうした不足を補おうとする試みである。なお、制憲国民大会の基本史料である前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』は、台湾の中華民国立法院の立法院図書館ホームページの「憲政特蔵」データベースにおいて、画像化により公開されている (<http://nplii.gov.tw/do/www/consMaterials>)。広く活用されて客観的な議論が進展することを期待したい。

- (503) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』。
- (504) 居伯均主編『中国選挙法規輯覧（第二輯）』中央選挙委員会、一九八五年。
- (505) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』。
- (506) 国民参政会史料編纂委員会編『国民参政会史料』国民参政会在台歴届参政員聯誼会、一九六二年。
- (507) 前掲注504居伯均主編『中国選挙法規輯覧』。
- (508) 本論文第八・九章参照。
- (509) 本論文第八章参照。
- (510) 前掲注298警中「応如何除国内各民族間的畛域」、および赤峰「亟堪注意的苗族問題」、『辺事研究』七―三、南京辺事研究月刊移渝出版処、一九三八年五月（同論文は、黄文華「抗戦中の西南民族問題」『東方雜誌』三五―二二、商務印書館香港分館、一九三八年十一

月にも引用)、赤峰「解決「苗民問題」意見種種」、『刃声月刊』創刊号、刃声月刊社、一九三八年六月。

(511) 前掲注45「迎接朱校長帰来之歌」。

(512) 張斐然は、石門坎の所在する威寧県の小宮盤村出身の苗族で、一九三二年に石門坎光華小学校に入学し、一九三七年八月に南京の中央政治学校附設蒙蔵学校の高中部に進学、一九四〇年に重慶疎開中の中央政治学校辺政専修科に入学、卒業後、貴州省民政庁・貴州省地方行政幹部訓練団を経て、一九四六年に貴陽から石門坎に戻り、石門坎初中で教鞭を執り、威寧県第一屆參議員に当選、「苗族国民代表大会代表籌備会」を組織したとされる(楊華沢ほか「張斐然同志二三事」中国政治協商會議貴州省威寧彝族回族苗族自治県委員会第二屆文史資料研究委員会編『威寧文史資料』三、同委員会、一九八八年、および前掲注349沈紅「結構与主体」。王建明については詳細不明だが、弟の王建光については前掲注46を参照。王玉璽は、貴州東南部の黄平県出身の苗族だが、やはり一九三九年に中央政治学校附設の辺疆学校(一九四〇年に蒙蔵学校を改称)教育行政専修科に入学したとされる(無記名「王玉璽」黄平県地方志編纂委員会編『黄平県志』貴州人民出版社、一九九三年、および無記名「王玉璽」王家牌王氏宗譜編纂委員会編『貴州黄平』王家牌王氏宗譜同委員会、二〇〇六年。彼らが学んだ中央政治学校附設の蒙蔵学校は、一九三七年十二月の南京陥落後、一九三八年七月に重慶巴県に再疎開するまで、湘西苗族地域に隣接する湖南芷江に置かれていた。その時期に相当する一九三八年六月の段階で、蒙蔵学校の初級中学(中学)・高級中学(高校)には、十四歳から二五歳まで、平均年齢二〇・三歳の、遼寧九人・吉林一人・熱河十人・察哈爾七人・綏遠六人・寧夏四人・甘肅六人・新疆十一人・青海二五人・西康十八人・西藏二人・四川一人・貴州三人・雲南一人(および調査欠席者十四人)の計百二十四人の辺境出身の非漢族学生が学んでいたことが知られる(曹夢樵「辺省青年閲読与趣之蠡測—中央政校蒙蔵校中学生閲読興趣調査結果之分析」、『刃声月刊』一一、刃声月刊社、一九三八年十月)。石門坎の關係者について見れば、一九三五年に進学した王建明・王建光兄弟に加え、一九三六年に石門坎に進駐した楊森が苗族青年数人を選抜して中央政治学校に送って学ばせたとされ(前掲注44梁欧第「西南辺疆教育的幾個類型」、また一九三七年には王保祥・張斐然が中央政治学校附設の蒙蔵学校に進学したとされる(前掲楊華沢ほか「張斐然同志二三事」)。上記の一九三八年六月段階の統計に表れた貴州の三人・雲南一人とは、これらの何人かを含んでいると理解すべきであろう。

(513) 張斐然ほか「為擁護梁聚伍・呉性純為貴州省苗族国民代表大会之代表伏乞准照由(一九四五年四月)」(前掲注44張兆和ほか編『梁聚五文集』所収)。原文は、「竊查苗族民族之國大代表、業經西南土司民衆代表楊砥中呈請國民政府主席(蒋介石)、当即獲軍事委員會

代電特秘字第二六八七七号略開、「(一) 所請第一項、於国民大会中指定西南辺疆苗族代表名額一節、查国大代表之產生係以省為主、不便變更、惟為配選辺疆人民代表起見、已令内政部研究酌就所属省份規定名額内運用配選矣、……」之批示、准予選派在案。查貴州我苗族人民為數三百餘萬、以憲法草案之規定、每人口五十萬選推代表一名之比例選舉、我苗族民衆至少應獲選推代表六名、而於六名之中、我旅渝黔籍苗族青年、願一致擁護雷山梁聚伍、威寧吳性純為代表、出任此職、代訴民情。……謹呈(貴州)省政府(主席)楊(森)である。なお、これとは別に、貴州省檔案館藏檔案・檔号不明「張斐然等苗族青年擁護吳性純・梁聚五為貴州省苗族國民代表大会之代表請願由(一九四五年)」(筆者未見、前掲注48秦和平「基督宗教在西南民族地区的傳播史」所引)という史料の存在が知られ、両者は同一物である可能性が高い。吳性純は、石門坎の苗族で、石門坎光華小学校・宣道中学を経て、成都の華西協合大学で医学を学び、医学博士となって石門坎に戻り、医療と教育に従事した(楊明光「群衆愛戴敬佩的吳性純醫生」〔前掲注38東夏ほか主編『貴州石門坎』所収)、沈紅「社区記憶之一——石門坎学校歷任負責人簡歷」前掲注39沈紅「結構与主体」。梁聚五については、前掲注40を参照。

(514) 前掲注53参照。

(515) 石啓貴「民国三十四年三月給国民政府主席蒋介石的代電」(前掲注20石啓貴『湘西苗族实地調査報告(増訂本)』所収)。このほか、「民国二十九年六月二十二日給国民政府主席林森的信」「民国二十九年七月三十一日給国民政府主席林森的信」「民国二十九年八月一日給国民政府主席林森的信」「民国三十五年十月給代表資格審查委員会快郵代電」(同前所収)の内容を参考に、石啓貴の請願の経緯をまとめると、以下のようになる。その長期にわたる積極的な活動の様子とともに、彼の論著『苗漢同源論』(一九四〇年三月発表、前掲注48参照)および『湘西土著民族考察報告書』(初稿)一九四〇年四月成、前掲注20参照)の執筆が、請願活動と密接に結び付いた行動であったことが容易に見て取れる。石啓貴については、前掲注20を参照。

一九三七年六月三十日・石啓貴は湖南省代表選舉事務所に「為懇予指定苗民為出席国民大会代表由」呈文。

一九三七年七月二十日・内政部は国民大会代表選舉總事務所に検討するよう依頼したことを石啓貴に回答(第四一四〇号批)。

一九四〇年六月二日・石啓貴は国民政府主席林森に「為国民大会代表請設土著名額參加恭祈鑑核准予指定不遵事」呈文(自著『湘西』土著〔民族〕考察報告書)および「苗漢同源論」に言及。

一九四〇年七月 六日・国民政府軍事委員會は国民大会代表選舉總事務所に検討を指示(辦四渝字第七九四六号函)。

一九四〇年七月十五日：国民大会代表選舉總事務所は検討することを石啓貴に回答（選郷字第二二六号函）。

一九四〇年七月十六日：国民党中央執行委員会社会部は中央秘書処に検討するよう依頼したことを石啓貴に回答（文利運字第五二一九号批）。

一九四〇年七月三十一日：石啓貴は国民政府主席林森に「為国民大会代表准派土著名額参加恭祈鑑核賜予指定普遍民權事」呈文（自著『湘西土著民族考察報告書』目録を添付）。

一九四〇年八月一日：石啓貴は国民政府主席林森に「為呈齋周刊相片事」呈文（自著『漢苗同源論』論文を添付）。

一九四〇年八月十五日：国民党中央執行委員会海外部は国民大会代表選舉總事務所に検討するよう依頼したことを石啓貴に回答（海渝字（二）第五一八九号函）。

一九四〇年七月十七日：国民党中央執行委員会組織部は国民大会代表選舉總事務所に検討するよう依頼したことを石啓貴に回答（渝辺字第一六〇〇九号函）。

一九四五年三月
…石啓貴は国民政府主席蒋介石に代電。一九三七年以来の一連の自らの請願の経緯を踏まえ、代表として自薦。

一九四六年十月
…石啓貴は国民政府文官処・国民大会選選代表資格審査委員会・審査委員に快郵代電。代表としての選出を急ぎ促す。

(516) 国民大会の代表者名簿は、前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』、および徐友春主編『民国人物大辞典』、河北人民出版社、一九九一年の付録を参照。

(517) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』。

(518) 無記名「政治協商會議決議案（一九四六年一月三十一日）」、『解放日報』一九四六年二月一日・二日（筆者未見、四川大学馬列主義教研室ほか編『政治協商會議資料選編』同教研室ほか、一九七九年〔同教研室編『政治協商會議資料』四川人民出版社、一九八一年〕に再収録）、中国第二歴史档案馆蔵国民政府档案・档号不明「国民政府政情通訊刊載政協會議舉行結果消息（一九四六年二月）」（中国第二歴史档案馆編『中華民国史档案資料匯編』五十三・政治三、鳳凰出版社、二〇一〇年所引）、前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』、および張玉法『中華民国史稿』聯経出版事業公司、一九九八年。

苗族史の近代（七）

(519) 共産党代表団が提出した「和平建国綱領草案」（一九四六年一月十六日）には、「地方自治」の一環として「少数民族区域、應承認各民族の平等地位及其自治権（少数民族地域は、各民族の平等な地位およびその自治権が承認される）」という主張が盛り込まれ、同代表団の董必武や鄧穎超によっても、それに前後して同様な要求が各部会で提出されている。とりわけ鄧穎超は国民大会について、東北各省からの代表選出のあり方に疑問を投げかけると同時に、「少数民族只对蒙藏有特別規定、此外許多少数民族、如数目最多的回族及数目最少的苗瑶等族、都在事实上没有选出自己代表的可能（少数民族はただ蒙古・チベットに特別規定があるだけで、そのほかの多くの少数民族、たとえば人口の多い回族や人口の少ない苗・瑶などの族は、いずれも実際は自分たちの代表を選出できる見込みがない）」と、旧来の規定の見直しを求めている。無記名「中共代表団提出和平建国綱領草案（一九四六年一月十六日）」『解放日報』一九四六年一月二四日、無記名「董必武同志報告对施政綱領的意見（一九四六年一月十五日）」『新華日報』一九四六年一月十六日、無記名「鄧穎超同志報告对国民大会問題的意見（一九四六年一月十七日）」『新華日報』一九四六年一月十八日（以上ともに前掲注518 四川大学馬列主義教研室ほか編『政治協商會議資料選編』に再収録）を参照。

(520) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』、および前掲注519居伯均主編『中国選挙法規輯覽』。

(521) 「解放区」を統治する「地方政權」であった共産党は、国民党が目指す「集權」ではなく「分權」を志向した。地方制度の中身についても、国民党が進めてきた基層の県による自治ではなく、省レベルでの自治を主張し、省憲法を容認したのは、その志向性の表れでもある。事実、この直後から共産党は独自の憲法制定への道を歩むことになる。共産党による民族自治の重視については、コミンテルンからの影響や、「長征」以来の共産党の民族政策の帰着として評価するのはもちろんだが、共産党政權の当時の現実を反映した地方自治による分権化志向の延長上に位置付ける余地を持つのである。政治協商會議で、台湾・東北などの新增地域に新たに国民大会の代表定員を割り当てることについての協議も成立し、それと同時に「土著民族」の定員が規定されたことについては、本文中で述べた通りである。しかしながら、そもそも代表総数を見直すこと自体には、国民党に有利な旧来の定員設定を打破しようとする共産党の狙いがあったと推測され、また東北については、日本の敗退とソ連の撤退後、権力の空白に乗じて、共産軍が東北を勢力下におさめつつあった当時の現実を反映するものであったと考えられる。

(522) 前掲注516参照。民族帰属は、各種史料に基づく筆者による判断である。雲南省「土著民族」代表の方克勝が出席できず、代表を龍雲に急遽交代した経緯について、前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』は「原経鑑定代表方克勝、因事不能出席、註銷名籍以

龍雲補充」としている。方克勝は雲南西南部の芒市第十八代安撫使の方正徳の第四子である。方正徳の長男方克明が一九一〇年に十四代安撫使を世襲したが、方克明が一九三〇年に死去して以後、方克明の長男方雲龍、方正徳の第三子の方克光と、方克勝とのあいだで、日本軍の侵攻と敗退をはさんで、三つ巴の権力争いが起きた。一九四四年に芒市から日本軍が退却すると、進駐した国民党軍の宋希濂は、日本軍とともにビルマに退いた方克光ではなく、方克勝を芒市安撫使代辦に任じ、その実権を承認した。制憲国民大会の開催当時は、その状況が継続していたとみられる。ところが一九四八年、雲南省政府は方雲龍の弟の方御龍を芒市安撫使に正式に委任、一九五〇年に共産軍（解放軍）が当地に進駐するに際して方克勝はビルマに逃亡、それと入れ替わりで方克光が芒市に戻り、共産党への支持を表明し、芒市司署代辦に就任、その後、方克光は中華人民共和國雲南省路西県協商委员会主任委員、保山専区各民族聯合政府副主席を歴任し、一九五三年にこの地で死去した。一方、方克勝はビルマのラングーンから台湾に渡って、台湾で死去したとされる（以上、江応樑著・江曉林箋注『滇西擺夷之現実生活』徳宏民族出版社、二〇〇三年、および雲南省路西県志編纂委員会編『路西県志』雲南教育出版社、一九九三年を参照）。抗戦末期に始まる方克光と方克勝の抗争については、徳宏州史志編纂委員会『芒市方氏兄弟争奪土司代辦互控案史料選』、『徳宏史志資料』七、同辦公室、一九八六年を参照。土司に対する「改土帰流」の圧力が避けられない時代の流れの中で起きた、この地域における日本軍・国民党・共産党という統治者のめまぐるしい変転は、彼らの地位浮沈に多大な影響を及ぼしたのである。国民大会は、まさにその転換期に開催されたことになる。なお龍雲は、一九四五年十月に、蒋介石の意向を受けた昆明での政変によって実権を奪われ、この時期、南京で軟禁状態にあった（前掲注316汪朝光「蒋介石与一九四五年昆明事变」、および馬子華『龍雲——一個幕僚中的雲南王』雲南美術出版社、一九九四年を参照）。

(523) 朱煥章と楊砥中が貴州省の代表となるに際し、貴州省政府主席楊森への白敦厚を介した働きかけがあったとされることについては、前掲注489を参照。

(524) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』、前掲注501居伯均主編『中国選挙法規輯覧』、および前掲注518張玉法『中華民国史稿』。
(525) 楊成志「民族問題的透視」、『辺政公論』六一一、辺政公論社、一九四七年三月。無記名「開預備會選主席團」および丁放懷「土著民族代表的願望」、『中央日報』一九四六年十一月十九日をあわせて参照。

(526) 粟豊「国大主席團是怎样產生的」、『湖南日報』一九四六年十一月二十九日（筆者未見、前掲注200石啓貴「湘西苗族実地調査報告（増訂本）」に再収録）。無記名「国大三次預備會主席團昨選出」、『中央日報』一九四六年十一月二十二日をあわせて参照。

苗族史の近代（七）

(527) 前掲注27石啓貴「給国民政府主席林森的信」。同時期の石啓貴の著作にはこのほかに、「漢苗同源論」（一九四〇年三月発表、前掲注448）、「湘西土著民族考察報告書（初稿）」（一九四〇年四月成、前掲注290）があるが、論調はこれと基本的に重なるものである。

(528) 国民大会の公式記録（前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』）には、一九四六年十一月二日開催の第三次予備会議で、十九日の第二次予備会議で通過した「国民大会主席団選挙辦法」にもとづき、二十日に行なわれた候補者選定のための選挙の結果がそれぞれ「椽」ごとに報告されたが、候補者の選挙結果が発表されるに及んで、「西康区域（土著）代表麻傾翁・曲木倡民、雲南土著代表孫（禄）国藩・張冲、湖南土著代表石啓貴、广西土著代表趙乾興、四川土著代表阿汪巴登（？）、貴州土著代表朱煥章・楊砥中」などの代表から、主席団の候補者選挙の区分として「土著民族」という椽がないことに対して異議が提出され、楊砥中を候補者として一名追加補充することが要求されたこと、そして国民党で主席団の候補者に選ばれていた張道藩が資格を放棄し、国民大会の同意を経て、貴州省土著代表の楊砥中が候補者名簿に載り、それをもとに選挙が行なわれたことが記録されている。

(529) 前掲注528粟豊「国大主席団是怎样產生的」。「組織法」についての言及が見られるが、一九三六年五月十四日公布の「国民大会組織法」にも、また政治協商會議の結果を踏まえて一九四六年三月三十一日に再公布された「国民大会組織法」にも、「主席団」の規定はあっても、代表椽についての規定はない。代表椽については、一九三六年五月公布の「国民大会代表選挙法」に規定があるが、「土著民族」椽については、すでに述べたように「国民大会代表選挙法」の改正としてではなく、その追加条項として一九四六年三月に公布された「国民大会代表選挙補充条例」（前掲注501居伯均主編『中国選挙法規輯覽』）に規定されるのみであった。おそらくそのために、このような認識の混乱が生じたと推測される。国民大会で、「土著民族」代表の存在が、制度的に他の代表たちの十分な理解を得られていなかったことを暗示している。

(530) 前掲注528参照。

(531) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』、および前掲注528無記名「国大三次預備会主席団昨選出」。

(532) 民族学者の楊成志は、楊砥中の発言とその後の紛糾について耳にし、国民大会の開催から間もない時期に、論文（前掲注528楊成志「民族問題的透視」）の中に、その発言内容とともに所感を記録したと考えられる。

(533) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』、および無記名「国民大会代表對於中華民國憲法草案發言紀錄」国民大会秘書処、刊行年不明。

(534) 提案第五九号「楊代表砥中等二十人提中華民國憲法草案修正案應將各省土著民族之人口数字為比例而以配選各級單位擬將有關条文加以增補案（提出月日不明）」（前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』および前掲注200石啓貴「湘西苗族实地調査報告（増訂本）」所収）。

(535) 石宏規については前掲注322を参照。

(536) 前掲注534提案第五九号。

(537) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』。

(538) 前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』。

(539) 提案第二五三号「趙代表明遠等六十五人提議（一）請於憲法草案第二十六條第一項增列第五款「由生活習慣特殊回民選出之代表」

（二）請於憲法草案第六十五條第一款下加但書規定「生活習慣特殊之回民十六人」（三）請於憲法草案第九十六條增加第四款「生活習慣特殊之回民八人」案」、および提案第一四八号「溥代表儒等二十二人提擬請根拠「五族共和」「民族平等」原則依照蒙藏各族辦法將滿族列入憲法案」がある。会期中にこれらとは別途に提出されたという「溥代表儒等三十一人對於憲草第五條審查意見之修正案」でも、憲法草案第五條の「中華民國各民族一律平等」という文言を「中華民國国内漢滿蒙回藏苗夷及其他民族一律平等」と修正する要求がなされている（前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』）。これらの提案・修正案には、代表として趙明遠・溥儒の名が見える。それぞれの内容から見て、趙明遠が「回民」、溥儒が「滿族」の中心的存在であったと推測されるが、「回民」としての代表枠がなかったために趙明遠は山東省の地域代表枠で、「滿族」としての代表枠がなかったために溥儒は「社会賢達」枠で、国民大会に参加したことが推察される（前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』）。

(540) 国民大会で、憲法草案の国民大会に関わる条文について検討した第二審査委員会では、結局、同条の立法（院）委員・監察（院）委員を国民大会の代表者とするという規定は削除されたものの、第一項は「每縣市及同等区域」選出の代表、第二項は「蒙古各旗及西藏」選出の代表、第三項は「僑居国外之国民」選出の代表を規定するという結論に落ち着いた。これに対して、委員の中の「回教代表」と「土著代表」が、「辺疆民族」を国民大会の代表とする規定を同条中に明文化すべきであると主張し、議論の末、同委員会の代表者が国民大会の主席団にその旨を報告することが議決されたという。楊砥中・石啓貴ら「土著代表」とともに第二審査委員会の名簿中に見える（前掲注500国民大会秘書処編『国民大会実録』）趙明遠が、その「回教代表」であったと考えられる。これを「土著民

族」と「回民」との連携を示すものと評価することは不可能ではないが、それぞれの提出した提案に相互の署名を見ることもなく、連携を積極的に裏付ける手掛かりは今のところ見当たらない。

(51) 国民大会の閉幕から約三か月後の一九四七年三月、「国民大会代表選挙罷免法」が公布され、「各民族在辺疆地区選出者」を定員十七名とすることが規定されて、ついに独立した選出枠が定員を伴うものとしてかたちになる。同年五月に公布された「国民大会代表選挙罷免法施行条例」では、上記「罷免法」の「在辺疆地区之各民族」が、四川・西康・雲南・貴州・広西・湖南六省の「西南辺疆民族」であると定義付けられる。さらに定員の割り当てについても、同年七月公布の「国民大会代表名額分配表」で、雲南・西康各四、貴州三、四川・広西・湖南各二と規定される。制憲国民大会では各省の地域枠に組み込まれ、総数も十名に過ぎなかった六省の西南民族は、その閉会から半年余りで「各民族在辺疆地区」枠の中に定員十七名の独立した選出枠を得るまでになったのである。

なお、一九四七年三月公布の上記「国民大会代表選挙罷免法」では、「各民族在辺疆地区選出者」定員十七名と並び、「内地生活習慣特殊之国民選出者」定員十名が新たに規定されるに至っている。同年五月に公布された「国民大会代表選挙罷免法施行条例」では、「罷免法」の「内地生活習慣特殊之国民選出者」が、内地各地居住の「回民」であると定義付けられる。そして同年十月公布の「修正国民大会代表選挙罷免法第四条条文」では、「内地生活習慣特殊之国民選出者」の定員は、西南民族と同じ十七名にまで増やされているのである。また、同年十一月公布の「修正国民大会代表選挙罷免法第四条条文」では、「各民族在辺疆地区選出者」が定員三四名に増やされているが、その内訳については、同日公布の「国民大会代表名額分配表」で、雲南・西康各四、貴州三、四川・広西・湖南各二という旧来の定員十七名に、「其他辺疆地区」選出の「満族国民」定員十七名を加えたものであることが規定される。

以上の変遷を整理してみると、まず憲法中に「各民族在辺疆地区」枠が規定され、次いで「内地生活習慣特殊之国民」枠が新たに規定。そして「各民族在辺疆地区」枠は西南民族を対象とすることが明言されたが、後にまた「満族国民」の定数がそこに追加されて、「各民族在辺疆地区」枠が西南民族と満洲族の共通の枠となる、という展開をたどったことが分かる。最終的に「各民族在辺疆地区」枠が西南民族だけでなく満洲族と共通の選出枠となったことで、これに「内地生活習慣特殊之国民」枠を加えて、二枠三分野にそれぞれ同数の定員十七名が、西南民族と回族、満洲族に割り当てられるようになったと理解される。国民大会後の選挙関連法規の変遷については、前掲注50居伯均主編『中国選挙法規輯覧』を参照。

(52) 国民大会においては、「省属藏族」についての提案第八九号に、連署者として楊砥中・朱煥章の名前が確認できる（前掲注50国民大

会秘書処編『国民大会実録』。これについては、蒙古・チベットの外のそれに接した地域に暮らす非漢族に対する、「土著民族」代表たちの共感と連帯を反映するものとして評価できよう。

(543) 謝本書『張冲伝』四川民族出版社、一九九三年。

(544) 国民大会秘書処編『第一屆国民大会実録』同秘書処、一九六一年。

(545) 行憲国民大会の代表者名簿は、前掲注544国民大会秘書処編『第一屆国民大会実録』および前掲注516徐友春主編『民国人物大辞典』付録を参照。王済民が曲木倡民であることについては、王大成『凉山彝族文化研究的先駆―曲木蕨』中国人民政治協商会議凉山彝族自治州委員会文史資料編輯委員會編『凉山文史資料選輯』十五、同委員会、一九九七年、および前掲注529李列『民族想像与學術選撰』を参照。前回の制憲国民大会との顕著な相違点として、「辺疆民族」枠に土司層の参加が目立つことがある。嶺光電が劉文輝に推薦して選出されたという西康省土司の吉紹虞（前掲注288嶺光電『憶往昔』、雲南省石屏県江外思陀土司の李呈祥（李呈祥『思陀土司沿革紀略』中国人民政治協商会議雲南省委員会文史資料委員會編『雲南文史資料選輯』十一、同委員会、一九七九年（黄世榮『末代土司李呈祥』國際文化出版公司、二〇〇三年に再収録）がそれである。このほか、雲南省芒市土司の方克勝は、雲南省地域枠で、制憲国民大会に続き、国民代表に選出され、今度は南京に赴いて実際に参加している。それに際し、「改土帰流」政策に対する独自の対案として、「建設騰龍辺区各土司地意見書」を提出したことについては、方克勝『建設騰龍辺区各土司地意見書』、『徳宏史地資料』三、徳宏州志編委辦公室、一九八五年を参照。行憲国民大会は、「改土帰流」の潮流が押し戻せない勢いとして辺境に押し寄せる中で、王朝時代以来の地位に代わる新たな権力の抛り所を得たいと望んでいた彼ら土司層に、国民党に対する失望を抱かせる結果をもたらした。例えば李呈祥の場合、県長などの行政単位の首長としての地位を得たいと期待していたが、南京まで出向いた結果、何も得られず、期待から失望へと変わり、それが共產党への支持につながったという（前掲黄世榮『末代土司李呈祥』）。

(546) 周春元『国民党統治時期的貴州』前掲注289周春元ほか編『貴州近代史』。

(547) 陳為瑾については、前掲注48陳為瑾・白敦厚『結婚記実』、および陳為瑾『我競選「辺胞国大代表」的由来与願望』、『貴州民意』二―四、貴州民意月刊社、一九四七年八月を参照。

(548) 羅世洪ほか『川康彝族青年革命先鋒隊始末』中国人民政治協商会議凉山彝族自治州委員会文史資料研究委員會編『凉山彝族自治州文史資料選輯』四、同委員会、一九八六年、および前掲注288嶺光電『憶往昔』を参照。

苗族史の近代（七）

- (549) 梁聚五「從中央增加西康夷族國大代表等名額說到貴州辺民選舉問題」『貴州民意』三一六、貴州民意月刊社、一九四七年十月（前掲注40張兆和ほか編『梁聚五文集』に未収録）。
- (550) 彭樹勛『中華民國行憲以來之立法院』成文出版社有限公司、一九八六年。各地での選挙の結果、立法委員には、「土著民族」枠として、湖南苗族の石宏規、西康彝族の嶺光電のほか、貴州彝族の羅英、広西の黄幼環（属族不明）、雲南彝族の安則法が選出され、さらに雲南の地区枠選出の立法委員の安恩溥も雲南彝族であったとされる（前掲注288嶺光電『憶往昔』参照）。実質的に、各省一人の割当であったことがわかる。
- (551) 中国第二歴史档案馆蔵行政院檔案・檔号不明「貴州旅蓉吳善祥等揭発貴州省府暨省參議會等聯合主持選舉通同舞弊情形致行政院呈（一九四七年十二月十二日）月」（筆者未見、前掲注518中国第二歴史档案馆編『中華民國史檔案資料匯編』五—三・政治三所引）。「陳文瑾」は白敦厚の後妻である「陳為瑾」（前掲注547参照）の誤植の可能性がある。「陳為瑾」が行憲国民大会の「辺疆民族」代表に選出されていることについては、前掲注544国民大会秘書処編『第一屆国民大会実録』を参照。
- (552) 前掲注256湖南辺疆民族特殊文化研究会『当代選政史之一——石宏規冒充苗籍競立委』（一九四八年二月）。石宏規については前掲注322を参照。その自著「湘西苗族考察紀要」と「わが漢族」という記述については、前掲注322を参照。
- (553) 湘西苗族の「革屯」運動と吳恆（恒）良については、前掲注322劉善述『湘西苗民革屯史考』を参照。
- (554) 梁聚五については、前掲注40を参照。
- (555) 前掲注40李廷貴「梁聚五年譜」。
- (556) 前掲注546周春元「国民党統治時期的貴州」。
- (557) 梁聚五「苗族民族之由来」『貴州民意』五一・二、貴州民意月刊社、一九四九年一月（前掲注40張兆和ほか編『梁聚五文集』に再収録）。
- (558) 梁聚五「苗族民族在国史上活躍的展望」『貴州民意』五一・三、貴州民意月刊社、一九四九年二月（前掲注40張兆和ほか編『梁聚五文集』に再収録）。これらの論文は、後に梁聚五「苗族民族發展史」として、一九五〇年に単著にまとめられ、関係者に配布されることになる。梁聚五「苗族民族發展史（草稿）」一九五〇年（前掲注40張兆和ほか編『梁聚五文集』所収、後に貴州省民族研究所編『民族研究參考資料』十一、同研究所、一九八二年七月、および前掲注30梁聚五「苗族發展史」として再刊）がそれである。梁聚五の著述

活動の歴史的評価については、前掲注461 Cheung Shu-Woo, "Appropriating Aliterity" および張兆和「梁聚五關於苗族身份認同的書寫」を参照。

(559) 前掲注288嶺光電『憶往昔』。

(560) 重慶政府の「大後方」での西南民族に対する実践と、戦後南京復員後の国民政府の民族政策が、民国学術界での苗族史論とともに、国共内戦後の台湾にどのように継承されたか、あるいは断絶を見たのかという問題は、興味深い検討課題として残る。今日の台湾の「原住民族」の権利が公認される過程で、原憲法条文の「内地における特殊な生活習慣を有する国民」という位置づけにもとづく「山胞」という呼称が、一九九四年の第三回憲法改正で「原住民」に改められたという指摘は（石垣直「現代台湾の多文化主義と先住権の行方―〈原住民族〉による土地をめぐる権利回復運動の事例から」、『日本台湾学会報』九、同学会、二〇〇七年）、この関心において注目に値するもの一つである。

(561) 陳伯達「評『中国之命運』（一九四三年七月）」および周恩来「論中国的法西斯主義（一九四三年八月）」（ともに前掲注288中共中央統戰部編『民族問題文獻匯編』中共中央党校出版社、一九九一年に抜粋所収）。

(562) 一九四九年以後の石啓貴・梁聚五については、前掲注288および前掲注461を参照。

(563) 中国科学院民族研究所貴州少数民族社会歴史調査組『苗族簡史（第二次討論稿）』同調査組、一九五九年五月には、「隱藏在教会中的一小撮帝国主義份子却不甘心於自己的滅亡、利用宗教信仰自由為幌子、在解放後繼續進行反革命活動。例如苗族的敗類、帝國主義的走狗朱煥章就曾經披着宗教外衣而組織了反革命集團、破壞民族區域自治和社会主義建設。在威寧縣破壞的反革命集團、解放後一貫破壞土地改革和農業合作化運動、在一九五四年建立威寧彝族自治州的時候、有些人還曾經和朱煥章等積極活動、陰謀阻撓選舉苗族黨員為付（副）縣長。……愛國守法的广大教徒和教会中的愛國上層份子都以從宗教界中清洗了這些反動渣滓而拍手称快、在石門坎選舉行了這些反革命份子利用宗教進行違法活動的罪行（的批判大会）、並表示堅決擁護党和政府的宗教信仰自由政策」とある。

(564) 一九四九年以後の朱煥章については、前掲注349沈紅「結構与主体」および張慧真「教育与族群認同」を参照。